

第三十八回国会
衆議院
商工委員会議録
第十四号

昭和三十六年三月十七日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 岡本 常雄君 理事 小川 平二君

理事 長谷川四郎君 理事 板川 正吾君

理事 田中 武夫君 理事 松平 忠久君

小沢 辰男君 佐藤 虎次郎君

齋藤 憲三君 笹本 一雄君

首藤 新八君 田中 榮一君

田中 龍夫君 中垣 國男君

野田 武夫君 村上 勇君

岡田 利春君 加藤 清二君

小林 ちづ君 中村 重光君

山ロシヅエ君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣 椎名悦三郎君

出席産業大臣

出席政府委員

法制局参事官 山内 一夫君

(第一部長)

公正取引委員会 佐藤 基君

委員長

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長)

大蔵事務官 石野 信一君

(銀行局長)

通商産業政務次 始関 伊平君

官

中小企業庁長官 小山 雄二君

委員外の出席者

議員 井手 以誠君

大蔵事務官 橋口 収君

(銀行局特別金 融課長)

国民金融公庫総 裁 中村 建城君

中小企業金融公 庫総裁 森永貞一郎君

中小企業信用保 險公庫理事長 山本 茂君

専門員 越田 清七君

三月十七日

委員遠藤三郎君辞任につき、その補

欠として佐藤虎次郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員佐藤虎次郎君辞任につき、その

補欠として遠藤三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

三月十六日

中小企業の産業分野の確保に関する

法律案(向井長年君外二名提出、参

法第六号)(予)

中小企業団体の組織に関する法律の

一部を改正する法律案(向井長年君

外二名提出、参法第七号)(予)

小売商業調整特別措置法の一部を改

正する法律案(向井長年君外二名提

出、参法第八号)(予)

百貨店法の一部を改正する法律案

(向井長年君外二名提出、参法第九

号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

中小企業金融公庫法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第四一〇号)

中小企業信用保険公庫法の一部を改

正する法律案(内閣提出第四一〇号)

有明海開発促進法案

有明海開発促進法案

有明海開発促進法案

正する法律案(内閣提出第四二二号)

中小企業信用保険法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第四三三号)

中小企業振興資金助成法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一〇二号)

有明海開発促進法案(井手以誠君外

二十一名提出、衆法第一一〇号)

〇中川委員長 これより会議を開き

ます。

委員派遣承認申請に関する件につい

てお諮りいたします。

昨十六日、八幡市において炭鉱の災

害があり、多数の被害が発生いたしま

したので、この際委員を派遣し、その

実情を調査するため、委員派遣承認申

請をすることとし、その手続に関しま

してはすべて委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇中川委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

なお本件に関しましては航空機使用

の申請をいたしたいと存じますので、

御了承願います。

〇中川委員長 次に井手以誠君外二十

一名提出の有明海開発促進法案を議題

とし、審査に入ります。

有明海開発促進法案

有明海開発促進法案

有明海開発促進法案

有明海開発促進法案

有明海開発促進法案

有明海開発促進法案

有明海開発促進法案

(目的)

第一条 この法律は、有明海及びそ

の周辺の地域における農地の拡大

大、石炭資源の開発、工業の振興

等を図るため、その地域における

農業、工業その他の用に供する土

地の造成、利用及び関連諸施設の

整備を促進するための措置を定

め、もつて産業基盤の育成強化と

国民の生活領域の拡大に寄与し、

あわせて災害の防除に資すること

を目的とする。

(調査基本計画)

第二条 内閣総理大臣は、第五条に

規定する有明海開発区域の指定及

び第六条に規定する有明海開発基

本計画の策定の円滑な実施を図る

ため、有明海及びその周辺の地域

の開発に関する調査の基本計画

(以下「調査基本計画」という)

を立案し、九州地方開発審議会(以

下「審議会」という)の審議を経

て、これを決定する。

2 調査基本計画には、次に掲げる

事項について定めるものとする。

一 調査を実施する地域

二 調査を実施する行政機関

三 調査の内容

四 その他政令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定

により調査基本計画を決定したと

きは、これを関係行政機関の長及

び関係県の知事に通知するととも

に、公表しなければならない。

第三条 行政機関の長は、その職員

又はその委嘱した者に調査基本計

画に基づく調査を行なわせる場合

には、関係行政機関の長、関係地

方公共団体の長その他の関係者に

対し、協力を求めることができる。

(調査の結果の報告及び通知)

第四条 内閣総理大臣は、毎年、調

査基本計画に基づく調査の結果を

とりまとめ、これを審議会に報告

するとともに、関係行政機関の長

及び関係県の知事に通知しなけれ

ばならない。

(有明海開発区域の指定)

第五条 内閣総理大臣は、審議会の

審議を経て、有明海開発区域を指

定する。

2 前項の指定をするに当たつて

は、閣議の決定を経なければなら

ない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定

により有明海開発区域の指定を審

議会の審議に付する場合において

は、あらかじめ、関係県の知事の

意見を聞かなければならない。こ

の場合においては、その意見を尊

重しななければならない。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定

により有明海開発区域を指定した

ときは、これを公示しなければならない。

(有明海開発基本計画の樹立等)

第六条 内閣総理大臣は、調査基本

計画に基づく調査の結果に基づ

き

き、関係各大臣と協議して、有明海開発基本計画（以下「開発基本計画」という。）を立案しなければならない。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行後五年以内に、開発基本計画を立案するように努めなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の開発基本計画については、審議会の審議を経て、これを決定し、閣議の決定を求めなければならない。

4 前条第三項の規定は、前項の規定により開発基本計画を審議会の審議に付する場合について準用する。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、開発基本計画について、関係行政機関の長にこれを通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、関係行政機関の長を通じて、内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

7 前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

（開発基本計画の内容）

第七条 開発基本計画には、第一条の目的を達成するため、有明海開発区域における次に掲げるものに関する総合的な計画の基本となるべき事項について定めるものとする。ただし、政令で定めるところ

により、有明海開発区域における関連諸施設と密接不可分の関係にある諸施設の整備については、当該区域外にわたり定めることができる。

一 締切堤防に関する事項

二 土地の造成に関する事項

三 土地及び水面の利用に関する事項

四 用水の確保及び利用に関する事項

五 関連諸施設の整備に関する事項

六 その他政令で定める事項

第八条 国の関係各行政機関の長は、政令で定めるところにより、

河川法（明治二十九年法律第七十一号）、運河法（大正二年法律第十六号）、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三十三号）、海岸法（昭和三十一年法律第一号）その他の法令の規定による処分又は事業が開発基本計画に重大な影響を及ぼし、又はその円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を申し出て、調整を行なうべきことを求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により調整を行なうべきことを求められたときは、審議会の審議を経て、必要な調整を行なうものとする。

る。

（公有水面埋立法等の特例）

第九条 関係県の知事又は港湾管理者の長は、有明海開発区域における公有水面埋立法の規定による埋立ての免許をしようとするときは、同法及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、建設大臣（港湾内のものにあつては、運輸大臣）の認可を受けなければならない。

2 建設大臣又は運輸大臣は、前項の規定による認可については、あらかじめ、内閣総理大臣と協議しなければならない。有明海開発区域における漁港法第三十九条第四項の規定による農林大臣の埋立の認可についても、また同様とする。

（関係機関等の協力）

第十条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、開発基本計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。

（開発基本計画の実施に要する経費）

第十一条 政府は、開発基本計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（損失補償及び生活の基礎を失う者の生活再建等の措置）

第十二条 開発基本計画に基づく事業の実施により損失を受ける者がある場合においては、当該事業を行なう者は、その者に對し、公正な補償をすることに努めなければならない。

ならない。

2 開発基本計画に基づく事業の実施により生活の基礎を失う者がある場合においては、政府は、その者に對し、政令で定めるところにより、その受ける補償と相まつて行なうことを必要と認める生活再建又は環境整備のための措置を講ずるものとする。

3 開発基本計画に基づく事業の実施により生活の基礎を失う漁民がある場合においては、政府は、その者を当該事業により造成された土地に優先的に入植させるように努めなければならない。

（国土総合開発計画等との調整）

第十三条 国土総合開発計画又は九州地方開発促進計画と開発基本計画との調整は、内閣総理大臣が、それぞれ、国土総合開発審議会又は審議会の意見を聞いて行なうものとする。

（有明海開発公社の設置）

第十四条 開発基本計画に基づく事業のうち必要、かつ、適切な事業を実施させるため、別に法律で定めるところにより、有明海開発公社を設置するものとする。

（政令への委任）

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施について必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

うに改正する。

第十五条第一項の表九州地方開発審議会の項中「及び南九州防災營振興法（昭和三十六年法律第百一十号）」を、「南九州防災營振興法（昭和三十六年法律第百一十号）及び有明海開発促進法（昭和三十六年法律第百一十号）」に改める。

3 （経済企画庁設置法の一部改正）
経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。
第四条第十五号の六の次に次の一号を加える。
十五の七 有明海及びその周辺の地域の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。
第四条第二十号の次に次のように加える。

カ 有明海開発促進法（昭和三十六年法律第百一十号）
第九条に次の一号を加える。
十二 有明海及びその周辺の地域の開発の促進に関すること。

理由

有明海及びその周辺の地域における農地の拡大、石炭資源の開発、工業の振興等を図るため、その地域における土地の造成、利用及び関連諸施設の整備を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、（平年度約

約一億円の見込みである。
三億円

○中川委員長 提案者より趣旨の説明を聴取することといたします。井手以誠君。

○井手議員 有明海開発促進法案について提案の理由を御説明申し上げます。九州の中央部に深く湾入している有明海は最大干潮時には海岸から遠く六、七キロまで干がた地となる広大な浅海であり、その湾口部を締め切り、水位を下げ、第二線の干拓堤防を築きますと、一挙に五万三千ヘクタールの新しい国土が造成されるのであります。ここに三万八千ヘクタールの干拓農業を展開し、埋蔵量四十億トンと推定される海底炭田を開発することとに、この石炭と背後地の資源を組み合わせて臨海工業地帯を形成振興すれば、九州地域経済の停滞性と後進性を打開して、有業人口三十五万、年間四千二百億円の総生産を上げ、百万人をこえる人口を収容し得ることになるのであります。この有明海地域の総合開発は狭い国土に、四十七番目の有明県を作り出すとする世紀の大開発事業であります。すなわちこの総合開発によって、

一、肥沃な干拓地三万八千ヘクタールに農家の二、三男、漁場を失う漁業者等二万戸を入植させ、水田農業をとり入れた高度の農業経営によって年間二百億円の農業生産と所得の増大が期待されます。これによって九州農業の低い就業構造を引き上げ、過剰農村人口を緩和することができるとあります。

二、推定埋蔵炭量四十億トン、通産省調査による有明海東部の可採炭量は十六億トン、うち七十％は粘結炭という豊富貴重な地下資源を開発すれば、従業員数三万九千、年間出炭一千二百万トン、生産額五百数十億円に上り、これによって老衰化した筑豊、唐津、北松炭田の将来に備え、またほとんど輸入に依存する原料炭五百万トンをおおむね自給して巨額の外貨節約となり得ます。最近鉱害をめぐって干拓計画と石炭開発の利害対立が伝えられております。もちろん個々の築堤干拓地には当然予想される場所であり、一時的に行なう大干拓には鉱業用地を保留し、充填技術の採用、鉱害予防の措置を講ずれば、その多くは克服され、進んで干拓地の随所に縦坑を容易に開き、掘ることができ、坑道延長の宿命的難問題は同時に解決するという一大利便を得ることになります。もとより企業家の利潤評価よりも雇用、所得等広く国民経済の立場に立つて判断すべきであり、地下資源は国民のものであります。従って未開発炭田の開発は電源開発株式会社のごとき公の機関によるべきであります。

三、相当面積の臨海工業地帯を造成、淡水化する干拓諸河川、内水湖の豊富な用水と、石炭を初め背後地の資源を活用して重化学工業、肥料、窯業、火力発電、食料品加工、臨海関連工業等を振興すれば、就業人員十一万六千、その年生産三千五百億円の巨額を見込まれるのであります。従来九州の経済は原料工業に偏在している上、その設備は老朽化し、生産の成長は鈍化するともに、狭隘な産業構造の外郭性、辺境性、後進性から社会的人口の滞留圧迫が加重されておりますので、地域経済を若返らし、厚みをつけ、地域格差を是正して均衡ある成長と雇用の改善をはからねばなりません。

四、いわゆる台風常襲地帯にある有明海地域は、洪水と満潮が重複して年平均七十二億円の被害を受け、現在防災改修改良工事は五百億円を計画されておりますが、大規模切りによって水位を二・五メートル低下すれば、海岸堤防二百五十キロメートル、十河川を含む干拓地域十二万ヘクタールの保全効果は六百億円、既耕地の排水改良は八十億円の効果を見込まれるのであります。

五、流域三千ヘクタールに及ぶ九州第一の大河、筑後川は年平均流量二十七億トンに上っておりますが、その利用度はわずか九億トンに過ぎず、貴重な水資源は、大半未利用のまま放流され、一方北九州、福岡地方における工業用水、都市用水の需要は最近急増し中下流の農業用水はますます不足を来しているため、これら用水の確保は切実な問題となっております。従って筑後川の治水、利水を調整開発することは、当面の急務であり、その利便と経済効果は莫大なものがあります。

六、一面、締め切り築堤によって直接に漁業を失う人々には真に気の毒にたえませんが、この沿岸漁業はきわめて集約的、停滞的で所得が低いので、局面打開を迫られている現状にあり、また半農半漁の立場もあり、干拓への優先入植、第二次、第三次産業への吸収または淡水漁業、外海漁業拡大等によって解決をはかることが必要でありましょう。

以上のごとく優に一つの県に相当する事業効果が見込まれますとともに、財政面からの経済効果は少なくとも堤防保全、排水改良に六百八十億円、土地造成に二千億円その他二十億円を加え二千七百億円を期待され、一方これに要する経費は締め切り堤防八百四十億円、干拓堤防八百五十億円、地区内工事三百三十億円、補償費三百五十億円、計二千七百七十億円の見込みで、直接の経済効果よりも五百三十億円下回るのではありませんから、この大事業は十分採算ベースに乗るものと推定されるのであります。この国土を守り、国土を開く大事業に自衛隊を活用すれば工事費は大幅の節減を見込めます。

すでに九州地方開発促進法による審議会に有明部会が設けられたばかりで、調査だけで十数億円を要する世紀の大事業を行なうのに、今日の調査は年産三千数百百万円の規模にすぎず統一性を欠いております。すなわち有明海開発の緊急かつ重要性にかんがみ、有明海開発促進法を制定し総合的大がかりな調査を進め、早急に開発基本計画を決定、引き続き開発公団を設立して事業を実施推進しようとするものであります。

次に法案の概要を申し上げますと、

一、内閣総理大臣は有明海及びその周辺の地域の開発に関する調査について、その地域、行政機関、内容の基本計画を立案し、九州地方開発審議会の議を経て決定すること。

二、内閣総理大臣は毎年調査の結果をまとめて調査を推進するが、事業の緊要性と愛知用水事業が本年度完工し、機械化公団の事業も著しく進捗している事業をも考慮して、この法律施行後五年以内（調査期間は三年）に開発基本計画を立案決定するよう努めねばならないこと。

三、開発基本計画は内閣総理大臣が指定する区域における締め切り堤防、土地の造成、土地及び水面の利用、用水の利用、これらに関連する諸施設の整備その他総合的な計画の基本を定めること。

四、政府は開発基本計画を実施するために必要な資金の確保をはかること。

五、政府は事業の実施により失業した者の就業、生活再建または環境整備のため特別の措置を講ずるとともに、失業した漁民を造成された土地に優先入植させるよう努めること。

六、開発基本計画に基づく事業を実施するため別の法案によって有明海開発公団を設置すること。

以上がおもな内容であります。ここに有明海開発公団法案要綱を添え御提案申し上げますので何とぞ著しい効果が約束されるのが御願いの、この国土開発計画に格別の御理解を賜わり、本法律案をすみやかに御可決下さいませようお願いします（拍手）

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。質疑は後日に譲ることといたします。

○中川委員長 次に中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑を続行いたします。田中武夫君。
○田中(武)委員 中小企業に關連いたしまして若干の質問をいたしたいと思ふのですが、その前に銀行局長にちよつと申し上げたいのです。

あなたは三月十日当委員会へ来て、三月三日に当委員会から来てもらうようにと言つておりましたことについて釈明がありました。その釈明はあなたは明らかにうそをついておられます。見えすえたうそを委員会においてつかれるようなことは不謹慎だと思ふのですが、三月十日の発言、あなたはうそでないと言言できますか。

○石野政府委員 三月の十日に当委員会に参りまして、三月三日私がこの委員会に出席をいたしましたことにつきてお話しを申し上げたのでございまして、当日他の議事の日程をお持ちでございましたので、簡単に説明をいたしました関係で疑いが残つたという感じを受けたのでございまして、その意味で補足的に説明をさせていただきます。重ねて遺憾の意を表明いたしたいと存じます。

当日は銀行局の關係が予算委員会の分科会とそれから当委員会と一つ大蔵委員会の金融及び証券に關する小委員会と三つの予定がございまして、予算委員会の分科会は結局は銀行局關係の質問は午後三部に回つたのでございまして、当日朝の予定では最初が川俣委員の御質問で、その中で開銀融資に關する質問が予定されておりましたのでございまして、従いまして予算委員会の分科会の最後の日でございまして、大臣も出席する予定になつておりましたので、そちらの方に参つたのでございまして、予算關係法案の提出の問題につ

きまして理事會がございまして關係から、結局その順序は午後三時回つたわけでございます。

それで朝私が予算委員会の分科會の方に参ることになり、大月財務調査官——これは前會申しましたが次長級でございまして、大月君にこちらに来てもらうという考えでございまして、予算委員会の分科會の方の予定がかわりました。私は大月君がこちらに来て御了解を得て答弁をいたしておるといふふうな考へて、問題はなかつたといふふうな考へておつたのでございまして、後ほどうかがひまして、また三月三日の議事録を拝見いたしますと、連絡等も不十分であつたこともございまして、また私自身がそういうことで出られないことを、もっと気を配つて御連絡いたすべきでございまして、そのうちに、そういった点に至らない点がございまして大へん御迷惑をおかけいたしました。その点につきては心から恐縮をいたしておる次第でございまして、ここに重ねて遺憾の意を表明いたしますとともに、今後十分注意をいたしたいと存する次第でござい

ます。

○田中(武)委員 あなたがどうおっしゃつても、あの日はあなたは意識的にこの委員會を逃れたことは明らかかなんです。その証拠に、大蔵省の政府委員室で、あなたが予算委員會に行つておられることもわからなかつた。その前あなたは出てくるという約束をしておつた。それは当日取り上げられる問題について、あなたが出てこられないような事情があつたのではないかと思ふのです。第一分科會の議事録を私はここに持つておりますが、当日の午前

は裁判所關係の予算です。それに対してわが党木原委員と横路委員が質問しておる。それに銀行局長の必要なはずはないわけですね。もう一つ大蔵委員會の金融及び証券に關する小委員會とおつちやつておるが、それも調べま

した。そこは銀行局長を要求いたしておりません。従つてあなたは故意に逃げられたといふことは明らかです。もうこれ以上は申しません。当日私が聞き取つたのは、具体的な事例は避けたい。銀行等が独禁法第十一條の規定に違反し、あるいは十七條の脱法行為を重ねて、いわゆる銀行資本、金融資本が産業資本を左右するといふことが、企業に介入するといふ面が出ておる。そういうことについてあなたに質問したかつたわけですね。そういうような実情が今あらこちらに出ておりますが、そういうような問題について、銀行局長としては今までのような監督をしておられませんでしたか、その点をお伺ひいたします。

○石野政府委員 三日の當委員會における田中委員の御質問に對しまして、大月財務調査官がお答えいたしましたことは銀行局の考え方でございます。従いましてあの答弁をもつて私の考えと御了解いただいてけつこうでございまして、ただいまの御質問につきては、私も私どももいたしまして公正取引に違反をいたさないようにといふことにつきては、そういう法令を守れという意味での指導をいたすという態度は強く持つておるのでございまして、ただ事実上たとえば役員を送り込むような問題につきては、實際上銀行監督という、いわゆる銀行局の銀行監督の面だけでなかなかわからない問題

が多いわけでございます。相手方を調べるというふうな問題もございまして、それから公正取引關係の法律に違反しておるかどうか、形式的に違反している場合だと割とはつきりとしませんが、第三者を通じてやるようなことになりまして、やはり非常にむずかしい面もございまして、従いまして問題が起りました場合は、やはり公正取引委員會の方で御調査なり御判断に待つて、その上で厳正なる態度で臨みたい、そういうふうな考へておりますので、もちろんそういう意味での指導等につきては、今後でもできる限り努力をいたすのは当然でございまして、そういうふうな御了承いただきたいと思ひます。

○田中(武)委員 銀行局の銀行に對する指導監督といふのは十分でない、その証拠をもう一つあげたいと思ひます。相互銀行は今當委員會で審議をしております中小企業金融公庫法の一部改正法にも關連があるものですが、中小企業金融公庫の總資金ワクのうち二

○多以上を相互銀行が、中小企業金融公庫の代理店として預かつておるので、ところがそれが、その本旨に従つた運営がなされてない。これは幾らでも指摘ができるわけですね。

そこでまず第一にお伺ひをいたしたいのですが、相互銀行法の第一條に相互銀行の目的が掲げてあるわけなんです。これは國民大衆のために金融の円滑化をはかることと書いてある。ところが國民大衆のためにやつていないのです。そういうことについて今までも相互銀行の検査あるいは調査、この両方の権限をあなたの方が持つておられるわ

けなんです。どのようにしてこれらしたか。

○石野政府委員 相互銀行の法律第一條の國民大衆のためにという目的に違反して、相互銀行が實質的な金利を非常に高く取るといふ面につきては、御質問であり、これにつきては銀行局の監督検査をどういふふうにしていかうかといふ御質問だと存じますが、確かに歩積み、両建てといふような、今までは實質的な金利が高くなつてい

たしておられます。それでこれにつきては検査のつど厳重にこれを注意いたしまして直させるように努力をいたしておるのでございまして、實際問題としては經濟情勢等の關係から、監督で命令いたしましただけで、この金利を下げさせるということがなかなか實際思う通りに効果が上がつていない点は遺憾に存じておるのでございまして、しかし私どもとしてはできる限りこれを引き下げるように努力はいたしておるのでござい

ます。

○田中(武)委員 相互銀行が取引にあつた調査料あるいは公正証書の手数料等々の名義で、いろいろな費用を取つておることは御承知でしょうか。

○石野政府委員 費用を取つております。それが實質的に金利負担に相なつておるという例もございまして、ただその場合の手数料でございまして、それが手数料と申しますか、費用でございまして、ほんとうの公正証書の關係の費用であるという場合、またそれ以上實際上は利息であるといふような關係とその費用の實際につきては、いろいろな場合があると思ひます。けれども、そういうこともござい

○石野政府委員　これは表面金利とし

相互銀行として、また個別の貸し出し

○田中(武)委員 銀行局長自体が、個

○石野政府委員 存じております。

について規定がしてあります。これは

ところ、これは手数料とか、いろいろ

第一類第九号 商工委員會議錄第

○石野政府委員 利息制限法第一条

利息があると超過分を無効にするとい

任意に支払ったときは、同項の規定に

保護しておりますけれども、同時に債

いまして、**利息制限法の法律そのもの**

昭和三十六年三月十七日

○田中(武)委員　あなた、一条の超過

しかしそういう事実があることを監督

なわち返済したものとみなすとなつて

は、第二条で、今お話しのようなこと

え方だと私は理解するのでございま

100

いうことにはならないと思うのでござ

すが、これはある意味では経済実態の

補完も心がけておるわけでございます

国庫が、どんどん税が上がって、引き

りが続かないようにできないかという

○山内（一夫）政府委員 実はこの問題

は、利息制限法の趣旨は消費貸借上お

だけの趣旨であるから、監督規定たる

立場から、銀行法なりそれを準用して

衆の利益と一致するものであり、従つ

五

は、まだ長官とも御相談いたしておらないのでありますから、はなはだ恐縮でございますが、ここで軽率にお答えすることは差し控えていただきたと思います。

○田中(武)委員 法制局の方で法律の解釈について慎重な態度をとられるのは、一応きょう急に求めてもつたのだからやむを得ないと思います。それではその研究の結果を一つ知らしてもらいたいと思います。

○山内(一夫)政府委員 了承いたしました。

○田中(武)委員 それで局長に聞くのですが、かりに第一条は言われる通りだと思ふ、裁判上の保護をしない、超過した分は法律上の自然債務だと思ふ、だからそれだけでいいのだというの、銀行局長としての立場であるのかと聞かれます。それでどこに行政があるのか、それが一条関係。

二条関係では、現実に元本の支払いをしたという手続をしておかなければならぬ、それをやっていなければ完全に法律違反でしよう。その点はどうですか。

○石野政府委員 ただいまの第一点の御質問でございますが、これは私が先ほどから申し上げておりますのは、利息制限法の問題としてこれを越えておつてもいいのだ、法令の違反じゃないのだからいいのだ、こういうふうに申し上げておるわけでございます。その点は利息制限法よりもっと下げさすべきでありまして、実際に申し上げたがらないという点を最初に申し上げたのでございまして、私どもとしては、この利息制限法との関係の問題より、実質的に金利を下げさせなければいけない、こういう点につきましては当然のことでございます。

それから第二の点は、これは「元本の支払に充てたものとみなす。」という法律関係でございます。その取り扱ひについて、元本の支払に充てたという規定ではないと思ひます。これは私の解釈でございますから、なお法制局でも御研究をいただく必要があると思ひますが、そういう意味におきまして、私は利息制限法の問題で法令違反であるからということよりも、実質的に金利が高い、これを何とか下げさせなければいけない。これは金融全般の問題なり、あるいは経済の一般の問題、ほかのいろいろな問題も関係がございしますが、そういう意味でも、ぜひ努力をいたしたい。特に相互銀行が前近代的な考え方も残つておるという面につきましては、一そうの指導をいたしたい、こういうふうに思ひます。

○田中(武)委員 相互銀行が利子が高いから中小企業金融のために下げさせる、これは当然のことだ。低くさせるように、下げさせるように指導するということ、銀行法二十三条による処分をやる、銀行法二十三条、これはここです。銀行法の二十四条、二十一、それが相互銀行の二十四条で準用せられておるわけですが、相互銀行に対する調査権及び検査権、これによって一応現在の相互銀行がどんなことをやっておるか調査して下さい。その結果を一応当委員会に知らしてもらいたい。そのことを申し上げておきます。

○石野政府委員 検査の内容につきま

しては、従来からいろいろそういう意味での御要求もございしますが、銀行の検査の内容につきましても、銀行の営業の内容、これが全体の金融不安というふうな問題と関連する場合がございしますので、銀行の検査の内容を公表いたします。ことにございましては、非常に慎重な方針で従来とも御了承をいただいておるのでございまして、従いまして、検査をいたしましてその内容を出せ、公にせよとおっしゃいます。これはなかなかむずかしい問題でございます。意味から、御要求の趣旨がどういふ意図で、御相談の上で何らかの御要求に應じられるようなものがございしたら、そういうものを直接、ということにいたしたいと思ひます。けれども、とにかく検査の内容を出すということにつきましては、従来とも非常に慎重に取り扱つておりまして、その辺御了解をいただきたいと思ひます。

○田中(武)委員 あなたの方には調査権、検査権があるわけなんです。その権限に基づいて、現にその辺にたくさんさんの相互銀行がやつておることなんです。それを調査し、検査しなさいと言つておる。その結果、いろいろな法令違反の事実があるなら、二十三条によつて適當な措置をとれということなんです。あなたの方でできなければ、何相互がこんなことをやつておるかと具体的に言つてみましようか。そうしたらそれに対する措置をとりますか。

○石野政府委員 調査及び検査を厳重にいたしますことは、これはおっしゃる通りに、また今の御意見は業界にも伝えることにいたします。ただ具体的

な問題につきましては、實際問題として、その程度によつてどういふ措置をとるかというふうなことも具体的な行政の問題でございしますので、もちろん何かお気づきの問題がございましたら、別途うかがわしていただくことはありかと思ひますけれども、ちょっと今ここで、委員会の席上、こういう事件があるからそれに対するどういふ措置をとるというふうなことにございまして、約束をしつうふうなお話でございまして、御答弁をこかんべん願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 どうも大蔵省の銀行局と銀行家はツツツだと思ふのだよ。三月三日にあなたが出たこれなかつたの、そんなところに原因があると思ふ。相互銀行のこの問題について、あなたが今のようなのらりくらりとした答弁をせられるところがあると思ふのです。それはそれでよろしい。今後もっと事実をもつてやることにしましょう。

今の質問なり答弁を公正取引委員長は聞いておられたと思うのですが、これだけの例でも明らかに不正な取引である。利息制限法違反を押しつけられて、なるほど法律上では、裁判上の保護をしないのだから、自然債務だから払わなくてもいいといつても、借りた方は現実に天引せられておるわけなんです。そういうのは明らかに不正な取引だと思ふ。そういうことについてあなたの方はどういふ関心を持っておられますか。

○佐藤(善)政府委員 独禁法によりまして、お話の不正な取引方法を排除する措置をとれると思ひます。しかし今の問題は、独禁法の不正な取引

の一般指定の十に、「自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを利用して、正常な商慣習に照して相手方に不当に不利益な条件で取引すること。」という規定がありまして、おそろくその問題になると思ひます。相互銀行につきましては、かつて不当な、過大な金利負担を借主に与えるような両建預金の問題がありまして、公正取引委員会といたしましてはそれを排除した例があります。

○田中(武)委員 その不正な取引の一般指定の十、これにかかるとは明らかだと思ふ。今あなたのおっしゃつておる相互銀行の件ですが、これはもう済んだことだから名前をあげないでおきましよう。相互銀行が四十万円の融資をするのにあつて、十分と思はれる担保を有するにかかわらず、新規百二十万円の無尽及び五十万円の約束手形貸し出しによる定期預金——明らかに両建をしておる。これを強要した。もう一つの他の相互銀行は、やはり同じような方法によつて両建制度で一般指定の十に違反——独禁法十九条ですか、そういうことであなたの方で問題になつておる。しかしそれを改めたからというので不問にしていきます。独禁法という法律の性格からいってどうなんですか。改めたからといって不問にするべき性格のものなんです。たとえ改めたものでも、見つかつた。返したからそれでいいんだ、そういう性格のものでしうか。なるほど差止命令を出すことができるという規定があります。それはその現状をとめたらいいという規定だと思ふ。しかし法文の文句とそれから罰則等を見た場合、そんなことでもいいのかという疑問

な問題につきましては、實際問題として、その程度によつてどういふ措置をとるかというふうなことも具体的な行政の問題でございしますので、もちろん何かお気づきの問題がございましたら、別途うかがわしていただくことはありかと思ひますけれども、ちょっと今ここで、委員会の席上、こういう事件があるからそれに対するどういふ措置をとるというふうなことにございまして、約束をしつうふうなお話でございまして、御答弁をこかんべん願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 どうも大蔵省の銀行局と銀行家はツツツだと思ふのだよ。三月三日にあなたが出たこれなかつたの、そんなところに原因があると思ふ。相互銀行のこの問題について、あなたが今のようなのらりくらりとした答弁をせられるところがあると思ふのです。それはそれでよろしい。今後もっと事実をもつてやることにしましょう。

今の質問なり答弁を公正取引委員長は聞いておられたと思うのですが、これだけの例でも明らかに不正な取引である。利息制限法違反を押しつけられて、なるほど法律上では、裁判上の保護をしないのだから、自然債務だから払わなくてもいいといつても、借りた方は現実に天引せられておるわけなんです。そういうのは明らかに不正な取引だと思ふ。そういうことについてあなたの方はどういふ関心を持っておられますか。

○佐藤(善)政府委員 独禁法によりまして、お話の不正な取引方法を排除する措置をとれると思ひます。しかし今の問題は、独禁法の不正な取引

の一般指定の十に、「自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを利用して、正常な商慣習に照して相手方に不当に不利益な条件で取引すること。」という規定がありまして、おそろくその問題になると思ひます。相互銀行につきましては、かつて不当な、過大な金利負担を借主に与えるような両建預金の問題がありまして、公正取引委員会といたしましてはそれを排除した例があります。

○田中(武)委員 その不正な取引の一般指定の十、これにかかるとは明らかだと思ふ。今あなたのおっしゃつておる相互銀行の件ですが、これはもう済んだことだから名前をあげないでおきましよう。相互銀行が四十万円の融資をするのにあつて、十分と思はれる担保を有するにかかわらず、新規百二十万円の無尽及び五十万円の約束手形貸し出しによる定期預金——明らかに両建をしておる。これを強要した。もう一つの他の相互銀行は、やはり同じような方法によつて両建制度で一般指定の十に違反——独禁法十九条ですか、そういうことであなたの方で問題になつておる。しかしそれを改めたからというので不問にしていきます。独禁法という法律の性格からいってどうなんですか。改めたからといって不問にするべき性格のものなんです。たとえ改めたものでも、見つかつた。返したからそれでいいんだ、そういう性格のものでしうか。なるほど差止命令を出すことができるという規定があります。それはその現状をとめたらいいという規定だと思ふ。しかし法文の文句とそれから罰則等を見た場合、そんなことでもいいのかという疑問

な問題につきましては、實際問題として、その程度によつてどういふ措置をとるかというふうなことも具体的な行政の問題でございしますので、もちろん何かお気づきの問題がございましたら、別途うかがわしていただくことはありかと思ひますけれども、ちょっと今ここで、委員会の席上、こういう事件があるからそれに対するどういふ措置をとるというふうなことにございまして、約束をしつうふうなお話でございまして、御答弁をこかんべん願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 その不正な取引の一般指定の十、これにかかるとは明らかだと思ふ。今あなたのおっしゃつておる相互銀行の件ですが、これはもう済んだことだから名前をあげないでおきましよう。相互銀行が四十万円の融資をするのにあつて、十分と思はれる担保を有するにかかわらず、新規百二十万円の無尽及び五十万円の約束手形貸し出しによる定期預金——明らかに両建をしておる。これを強要した。もう一つの他の相互銀行は、やはり同じような方法によつて両建制度で一般指定の十に違反——独禁法十九条ですか、そういうことであなたの方で問題になつておる。しかしそれを改めたからというので不問にしていきます。独禁法という法律の性格からいってどうなんですか。改めたからといって不問にするべき性格のものなんです。たとえ改めたものでも、見つかつた。返したからそれでいいんだ、そういう性格のものでしうか。なるほど差止命令を出すことができるという規定があります。それはその現状をとめたらいいという規定だと思ふ。しかし法文の文句とそれから罰則等を見た場合、そんなことでもいいのかという疑問

な問題につきましては、實際問題として、その程度によつてどういふ措置をとるかというふうなことも具体的な行政の問題でございしますので、もちろん何かお気づきの問題がございましたら、別途うかがわしていただくことはありかと思ひますけれども、ちょっと今ここで、委員会の席上、こういう事件があるからそれに対するどういふ措置をとるというふうなことにございまして、約束をしつうふうなお話でございまして、御答弁をこかんべん願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 どうも大蔵省の銀行局と銀行家はツツツだと思ふのだよ。三月三日にあなたが出たこれなかつたの、そんなところに原因があると思ふ。相互銀行のこの問題について、あなたが今のようなのらりくらりとした答弁をせられるところがあると思ふのです。それはそれでよろしい。今後もっと事実をもつてやることにしましょう。

今の質問なり答弁を公正取引委員長は聞いておられたと思うのですが、これだけの例でも明らかに不正な取引である。利息制限法違反を押しつけられて、なるほど法律上では、裁判上の保護をしないのだから、自然債務だから払わなくてもいいといつても、借りた方は現実に天引せられておるわけなんです。そういうのは明らかに不正な取引だと思ふ。そういうことについてあなたの方はどういふ関心を持っておられますか。

○佐藤(善)政府委員 独禁法によりまして、お話の不正な取引方法を排除する措置をとれると思ひます。しかし今の問題は、独禁法の不正な取引

がたぐさん出てくるのです。今までのあなた方がやっておられるところを見ますと、確かにそういう面が多いのです。たとえば何々環境衛生同業組合、これが組合の申し合わせにより、何日から幾らの値上げをいたしますと、——これは現在で言えば適正化基準ができていないときには独禁法違反だ。当委員会でも問題にしました。そうしたらその組合の申し合わせというものを打ち切った。あるいは、今までの問題になったすべてがそうです。一応提訴があり申告があつて、調査に乗り出す。そうしたら、その事実を改めるとか、あるいは、たとえば独禁法十一條による金融会社の株式の保有にしても、一たん持つて、公取委が乗り出すと手放す。そうしたら、そういうことは不問に付すということではないのか。独禁法の罰則規定を一つごらん下さい。そういうことになっていきますか。たとえば十一條関係から言つてみましたら、独禁法九十一條で、「株式を取得し、若しくは所有し、又は同条第二項の規定に違反して株式を所有した者」となつております。だから、一〇〇%をこえて持つたときに、すでに法律違反が発生しているのです。そうではないう、そうではないのですか。カルテルにしても、これこれの行為をしたものと二六六項に書いてあつて、それが三條で禁止してある。それから八十九條で、ちゃんと三條に違反した者は三年以下の懲役または五十万円以下の罰金ということになっていきます。しかもこれらの事犯に対する告発権は独禁法によつてあなたの方の専属権ですよ。公正取引委員会が今のような態度

であつたら、独禁法なんか全部くずされております。一応違反があつた、調査に乗り出した、もとに改めた、それでもう問題は終わりでないですか、いかがですか。

○佐藤(善)政府委員 独禁法違反があらまして、私の方でこれを調査し、その結果に基づきまして多くの場合はあるいは悪意かもしれませんが、知らないうちでやる場合もあるし、それらの事情をよく考慮いたしまして、独禁法違反というものはこれを排除することが独禁法の精神であります。排除する措置を講ずるならば、これができるならば、それで独禁法としての一応の使命は達してゐる。しかしながら今お話の通り、罰則があらまします。しかししてその罰則の告発の規定もある。個別の問題につきましてもその事犯が悪質であるとか、あるいはたとえれば累犯であるとかいふような場合には当然やらないければならぬが、その他の場合については、個々のケースについて委員会において慎重審議をして措置するわけでありま。

○田中(武)委員 調査に乗り出した、やめた、排除した、それによつて公益を侵害しない場合はいい。すでに公益侵害は終わつてゐる。現にカルテル行為については八十九條でその未遂をも罰することになってゐる。にもかかわらずカルテル行為が実際になされておる。それに調査に乗り出した形式だけをかえた。これで不問に付しておる。法律の趣旨は未遂行為すら罰することになってゐる。それで今までの公正取引委員会のとつてきた態度が正しいと思われませんか。そんなことだから、当委員会に今度も出て参りますけれども、独禁法緩和の法律、これがどんなに出てきて、公正取引委員会といふのはだんだん一枚々着物を脱がされておる。それは委員長があなたにばりやりしてゐるからだ。もつとしっかりしてもらわなければ困る。こういう見解に対してどうですか。

○佐藤(善)政府委員 従来の公正取引委員会の活動から見まして告発したことはないように聞いておりますが、現に今ある事件につきまして、刑罰権の発動を促したかどうかという趣旨を十分考えております。もちろんこれは当該事犯によつてきめることでありまして、一概に言うことはできませんが、公益上の理由、それから本人の改悔の情なりあるいは再犯の事情というやうなすべての点を考慮いたしまして告発するかどうかをきめるわけでありま。

○田中(武)委員 独禁法についてはこれはいろいろ疑問がある。あなたの方のとおつておる態度についてもあります。しかしきょうは独禁法のことを専門にやるつもりで委員会に参りませんから日をあらためてやりましよう。これは現に当委員会に独禁法緩和の法律があと二つ出てきます。そのときに、その前にあつた独禁法関係のことは、一日ゆつくりやりたいと思つております。ただわれわれとしては、公正取引委員会が現在とつておる態度といふものに疑問を持つておる。これが独禁法を守る独立機関である公正取引委員会としてどうであらうかというやうに疑問を持つておる。これは過去のいろいろな例があります。そういう点を突いていきたいと思ひますが、この

点はこの法案とは直接関係がないので、あとに回したいと思ひます。先ほはい来申しておりますように、中小企業金融機関である相互銀行がいろいろの面において独禁法違反、利息制限違反、いろいろなものがあるといふことは常識なんです。相互銀行がもう二割五分か三割以上の金をとつてゐる高利貸同然であるといふことは、はっきりしている事実です。何回か当委員会に上つたが、無尽会社から相互銀行という名前になつた。けつこうなことだ、よくなつたのは建物だけだ。建物はなるほどよくなつた。しかしながら内容は昔ながらです。銀行局長はもう少し職務に忠実であつてもらいたいと思ひます。あなた銀行と話し合つたに、中小企業の金融難で困つてゐる人たちが、あるいは大衆の金融円滑化という法の精神に照らして、相互銀行自体がやつておるかどうかといふことをもつと調べ上げて、適正な処置をとるやうに望みたいと思ひます。いかがです。

○石野政府委員 私中小企業金融の円滑化、またその適正化につきましては常に努力をいたす考えでおるのでござい。役員といふものは、実際の社会といふものに触れる機会が少ないと申しますか、そういう努力が足りないといふ面がござい。いまして至らない点もあると存じますが、できる限り御趣旨のやうな方向で努力をいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 それでは相互銀行の問題は、この程度にとどめておきましよう。

○小山(雄)政府委員 今回御審議願つております信用保険法の改正で、従来からやつております保険種別のうち、融資保険と普通保証保険をやめることにいたしてあります。これは三十二年に金融制度調査会で答申があらまして、信用保険と信用保証との仕事の分野をはっきりして、中小企業者には第一次的には信用保証で全部やつていく、それを信用保証が再保証するといふやうな仕組みで持つていくべきだといふ意見があらまして、それ以来大體その方針で段取りを進めてきておりました。融資保険その他のワクも順次狭めて参りましたし、それから保証協会の充実、その他もやつて参りました。大體廃止しても支障がなからうといふ見込みに立ちまして、来年度から廃止といふことにいたしておるのであります。

○田中(武)委員 現在保証協会は全国に五十二でござい、ありますが、その中で、この二つの制度を廃止することに對して、保証協会の側では意見はどうですか。何か北海道とか、東京あたりではまだほかの包括保険だけでなく普通保証保険なんかをやつておると聞いておりますが、そういう点はどうか。それから資金を必要とするので、そんなときにこの普通保証保険をなくする

ということはどうですか。

○小山(雄)政府委員 保証協会の方は融資保険、保証保険を廃止することに

対して特別に反対はないわけでごい
ます。ただ今御指摘の通り、全国の五十
二の保証協会のうちで、包括保証保
険が二口に分かれておりまして、第一
種包括保証保険、小口の取り扱いをい
たします面と、第二種包括保証保険と
いう大口の方を取り扱います面と二つ
ございまして、この大口の方にまだ
入っていない協会があるわけでごい
ます。そういう協会はもちろん従来普
通保証保険をやっておりますけれど
も、ただ普通保証保険をやめて包括保
証保険に入るかどうかという場合に、
協会の取支関係の利害といいますが、
保険料を支払うのと、保険金をもらう
のとの利害関係で、多少協会によつて
はまだ入っていないところがあるとい
う実情はございまして、制度そのもの
を要するにございまして、特に反対とい
いますか、意見はないと考えており
ます。

それから貿易自由化等で、中小企業
金融の金額もふえる場合がある。それ
を保証にかける、あるいは保険にかけ
るということになる関係上、融資保険
等を廃止することはどうかというお話
だと思ひますが、大体たとえば保険に
かける限度額等も今回は広げまして、
従来融資保証保険でいっておった分量
の程度の融資については、今度包括保
険にも全部かけられるという仕組みに
変えますので、その点も、そういう今
後の傾向に対して、保険の利便がそう
いう面では受け入れられないということ
はないように措置することになってお
りますので、大体そういうものは今回

の制度でまかなつていける、こう考え
ております。

○田中(武)委員 今回の改正の一点で

ありますけれども、「信用金庫連合会
の中小企業者に対する貸付にかかる信
用保証協会の保証を、新たに中小企業
信用保険の対象とすることでありま
す。」これが改正なんです。信用金庫
連合会は、その会員に対して行なう
その会員は、個々の信用金庫だと思
うのです。そして直接個人に行なう場
合は、信用金庫法の五十四条二項だと思
うのですが、大蔵大臣の認可したとき
だけしかやれない、こうなつてくるの
ですが、そのことに對してですか。この
改正は、信用金庫法第五十四条二項
の場合だけをいうておられるかどうか。

○小山(雄)政府委員 お話の通りであ
りまして、信用金庫連合会は、今御指
摘の信用金庫法第五十四条二項の規
定によりまして、昭和三十三年十二
月にこの認可を受けたわけでごい
ます。今回の仕事を保証にかけるとい
うことにいたしましたのは、この認可
を受けて、信用金庫連合会が信用金
庫を代理店にして連合会の金を貸すとい
う仕事を、三十三年からやっております
ので、その金額もふえてきておりま
す。それを保証にかけ得るようにな
す。今このことにいたしましたわけでご
いします。

○田中(武)委員 だから、信用金庫法

五十四条二項による代理認可を受けた
分だ、こういうことですか。

○小山(雄)政府委員 そうです。

○田中(武)委員 そうした場合以外に

は、直接個人に貸すことではないです
ね。

○小山(雄)政府委員 ありません。

○田中(武)委員 今度は公庫法につい

て尋ねたいのですが、今度の二十億出
資の増で、保険料率を引き下げると
いっておりますが、現実にはどの程度
の引き下げが考えられますか、またどの程度
の引き下げが考えられますか。

○小山(雄)政府委員 包括保証保険一

本にいたすわけでありまして、これに
は、先ほど申しましたように第一種と
第二種とございまして、第一種の保
料率は日歩七厘三毛とございまして、こ
の一種の七厘三毛は、そのまま据え置
くことにいたしてあります。これは小
口の保証に對する保険料であります
ので、特に政策的に非常に安くしてお
るわけで、これはそのまま据え置きたい
と思ひます。第二種の方は、保険料が
一分一厘とございまして、それを今回約
一〇%下げ、九厘八毛五厘に下げる
ということにいたしてあります。これ
をもちまして保証協会は、一種ある
は二種も包括保証保険の方に入つて
くるというのを要する意味におい
て、政策的に一種の方を一〇%下げる
ことにいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 一種はそのままにし

て、二種の方を下げるのですか。そう
すると、大きな方は下げてやると、よ
り零細な方はそのままに据え置く、こ
ういうことですか。

○小山(雄)政府委員 一種はそのまま
で二種を下げるわけでごいしますが、
今申しましたように、一種と二種の開
きが非常に大き過ぎたといううか、一
種の方は、政策的に年七厘三毛という
うに非常に下げたのであります。こ
が、今回融資保証保険をなくしな
がら、そのかわりとして、第一種の方
に入つてもらうという意味におきま
して、第二種の方を少し下げる、こ
うい

うことであります。

○田中(武)委員 今まで二種に比べて

一種の方がずっと低かったということ
は、より零細な、五十万円以下の金融
を必要とする人のための政策だった、
こう思う。そんなら、やはり一方を
下げるなら片方ももっと下げてやる方
が、零細企業に對する配慮じゃないか
と思ひます。

そこで、最後に大臣に伺ひたい
のですが、先ほど来のわれわれの論議
を聞いておられたと思う。まず第一は
相互銀行なんです。これはもちろん大
蔵省の所管でありますけれども、先
ほど来ここで申し上げておるうちに、中
小企業金融公庫の総資金ワツクの中の二割
以上は、相互銀行が代理貸しとして貸
しているわけですか。ところがその相互
銀行のあり方が今問題になつてい
るわけですか。従つて、われわれは中小企業
金融公庫の代理店としての相互銀行を
再検討する必要があるのじゃないか。
相互銀行が今までのようなことをや
っているなら、中小企業金融公庫の代理
店から、相互銀行を切るべきじゃない
か、こういう意見を持っております。
それに対してどう考えられるか。

なお保険制度に關しましては、保
料率の引き下げ、填補料率の引き上
げ、及び、これは直接大臣の關係で
ございませぬが、保証協会のいわゆる
保証料の全国平均化並びにその引き下
げ、このことを強くわれわれは希望し
ているわけですか。今日アメリカのドル
防衛のあり方を受けて、日本も低金利
政策をとらねばならない。こういうこ
とになつておつて、本年一月一日から
中小企業関係の公庫は三厘下げた。こ
れなんかいかに中小企業のための

ように言つておるが、実際は、ドル防
衛の結果、アメリカに金利の引き下
げを要せられた結果だとわれわれは
見ておるのですが、それはともかくと
して、中小企業の金利が下がることは
大いにけっこうだし、われわれも今日
まで説いてきたわけなんです。今次、
保証料とか保険料とかいろいろ名目
あるにしても、借りる方の側からい
えば、これはすべて金利なんです。従
つて金利引き下げという点から、これら
の点の引き下げ及び保険填補率は引き
上げるべきが妥当である、そのこと
によって、より一中小企業の金融の
円滑化をはかることができると思
うのですが、大臣の所信を最後に伺ひたい。

○椎名國務大臣 相互銀行が代理店を

やつておるが、あるいは歩積みの問題
その他において、本来の中小企業金融
というものの理想に背馳するような動
きをしておるのではないかとのお話
でございまして、これらの問題につ
きましては、従来とも十分に幣害のな
いことを期して監督指導して参つたの
であります。今後とも御趣旨に沿
つて、十分に、その幣害を除去するよう
に努力したいと思ひます。

それから、保険料率あるいは保証料
率の引き下げ、この問題につきま
しては、もとより今日三厘の利下げを
したことは、決して満足なことでは
ない。ございまして、今後とも中小企業金
融の円滑化、負担の軽減ということに
努力して参りたいと思ひます。

○田中(武)委員 ほかにも同僚委員の質

問もまだいふたまつておりますの
で、私はこの程度でおきたいと思
うのですが、後段の方の大臣の答弁につ
いては、その引き下げあるいは填補率の

引き上げについて、今後とも努力せられるよう、重ねて要望しておきます。

しかし前段の方の相互銀行というやつは、これはほとんどないやつなようです。それは、先ほど来言っておるやうに、歩積み両建て主義、これはもう制度は明らかにあって、はっきりと利息制限法の違反あるいは独禁法の違反、いろいろな問題を起しております。

従って、政府の資金である、いわば国民の血税である。この中小企業金融公庫の金を、そういったところへ二割以上も渡してやると、その相互銀行は、おのれの方の商売に使っておるんですよ。そして、しかも五十万円貸してやったら、それは自分の金じゃない、政府の金なんだ。そうしたら、五十万円以上の無尽をかせき、あるいは何か月分かの利息を天引きする。明らかにやっておるのです。そういうことに対して、われわれは一応反省を求めたために、中小企業金融公庫の窓口業務、すなわち中小企業金融公庫と相互銀行との間の代理所契約を一本白紙に戻せ、こういう意見を持っておるので、大臣の方においても考えてもらいたい、このように思うわけです。

○中川委員長 中村重光君。
○中村(重)委員 では簡単に質問いたします。

今、田中委員から触れられたのですが、今度二十億円の出資をするわけですが、これの運用ということ、私どもは非常に重視するわけです。二十億円の出資にあたって、通産省はどのような指導監督をされるか、またこの二十億は保証協会の自主制によって運用していくのかどうか、その点、明らか

○小山(雄)政府委員 二十億の金は、保険公庫の融資基金に出資いたしまして、これを保険公庫が全国の信用保証協会に貸すわけでありまして、従って、監督とおっしゃいましたが、金を貸すそのものでありますから、債権者としてはもちろん、保証業務を運営することに關する一般的な指導といひますか、そういうことにつきましても、この金をもとにして、てににしてや

ていく、こういうことに相なろうと思ひます。監督はもちろん十分いたすわけでありまして、この金は保証協会では保証の規模をふやす基金として使ひますと、その具体的な方法としては、地方銀行等に定期預金等をいたしまして、そこからその金額に對する何倍かの中小企業向けの融資資金を引き出す、さうな効果を期待いたしまして運用していく、こういうことであります。それとともに、定期預金等には、たしと、公庫から貸しますときと、銀行でそれを信用保証協会が運用します際に利幅が出ます。その利幅をもちまして信用保証協会の業務の合理化といひますか、まず保証料の引き下げ、保証料を安くしていくということを中心といたしまして業務の合理化と

いうこと、この二つを期待いたしまして運用していく、こういうことであります。

○中村(重)委員 保険公庫が保証協会に貸付をするわけになるのですが、そのなりと、ただいま御答弁になりました金融機関に定期預金等をするんだ、それを裏づけとしてそれに教倍する融資というものがあつて、そういうこととあります。その定期預金等は、保

証協会が自主制を持って預金あるいは預託をするのかどうか。

○小山(雄)政府委員 保証協会が自主制を持っていたら、時間の関係もありまして、私は簡単に実情を申し上げてみたのであります。御答弁のように保証協会に融資をする、こういうことになりまして、保証協会は定期預金をもつて六分程度、それだけの利率の幅というものが御答弁のように保証協会の運営費に充てられる、こういうことになると思ひます。それはまずおきま

して、保証協会が金融機関に定期預金をする場合、あるいは預託をする場合、その銀行を自主的に決定していく、これが中小企業の、特に零細企業の融資の緩和という面からは足りないであ

ります。その預託をし定期預金をいたしますれば、その定期預金をした銀行の融資の場合に保証をする、こういうことになりまして、その保証の主導権は金融機関が握るということに現実においてな

つております。そこでこの定期預金の銀行選定ということが、非常に重要だと私は考えるわけでありまして、これを誤りますれば、ほんとに金に困つておる、真に融資をしなればならな

れるのか、その点を伺いたいと思ひます。

○小山(雄)政府委員 各地の保証協会は地方の各種の金融機関に公庫から借り入れた金を分散するといひますか、取引あるところの分散して、中小企業金融等をやり、かつ自分のところと関係のあるところに分散をしてやるわけでありまして、そのときは大体従来の保証高に比例してだんだんに配分していきます。自主性を持って預託、運用すると申しましたが、ある銀行だけに預けるとか、一方を多くして一方を減らすというところは事実問題としてや

りませんし、また私どもとしても大体従来の保証高の比例によつて運営していくというような指導方針で指導してまいります。ただ運用そのものについてはきめるところは保証協会が自主的にやるということでございます。

○中村(重)委員 私は機械的にやつてはいけません。私は機械的にやつてはいいないし申し上げるわけなんです。産投會計から保証協会に融資をする、保証協会は保証協会に出資をする、定期預金をやる、それが即中小企業者に対するところの融資を緩和することになるのだというように、単純に機械的にお考えになつておつては、この二十億の融資がほんとに生きてこ

ないと言ひます。真に中小企業金融緩和のために、普通の銀行から借り入れ困難である中小企業に対して、この二十億というものが生きて使われるという形に指導をおやりにならなければならぬ、こういうことを私は主張しておるわけでありまして、

ですが、この審査委員会の構成はどうなつておりますか。これも保証協会の自主性にまかせておられるのか、何か基準を定めておられるのか。

○小山(雄)政府委員 保証する場合の審査委員会でございますが、その構成、運用のやり方等は大体保証協会に自主的にまかせております。まかせておりますが、大体関係の金融機関、それから府県等の行政機関の関係者を全部集めて審査をやるということでありまして、それもその地方々々によつてその関係者の顔ぶれというものがき

まつてきますから、それらを網羅いたしまして、そこで相談して審査をしていくことにいたしておるわけでございます。具体的なやり方等につきましましては、大体保証協会にまかせております。

○中村(重)委員 この保証協会の審査委員会の構成というのは、これまで保証にあつてこうした二十億の、保険公庫から保証協会に融資する金額がほんとに生きて使われておるか、適切な運営が行なれておるかどうか、そこ

に問題があるわけなんです。実際は実力者というのが構成員になつておる場合、これがゆがめられていくというところが現実にあるわけなんです。これは小さい問題のようでありましても、決して小さい問題ではありましても、十分指導の面において留意されるように、この点は強く要望しておきます。

なつておられます。一昨日の私の質問に對しての文書回答が配られたのであります。第一に商工中金が融資をする場合に保証金をとるのだ、これはい

ゆる償権の保全上やつてゐるのだ、こ

ういうことなのであります。私は中金

の理事長といひる非公式にも話し

九

た。個人の保証は役員をやめると同時にこれを解除するということは、適当であるとは思いますが、その事業に責任を持って当たってくれるのであるかどうか非常に不安である。うまくいっていないところの事業に、その保証人が役員をやめたからといってこれを解除することになってくると、債権の保全上おもしろくないから、これは困るのだというふうな考え方でありました。なるほどそういう一面もあるかもしれませんが、それでは、逆説的になりますが、うまくいっていった事業——組合は組合員の総意です。それから、理事は改選等においてやめるという場合がありましよう。そのやめたあとに、ほかの人において運営されたその事業が、共同施設がうまくいかなかった。そのために個人保証は解除されていなかった。その責めをその個人に負わせるということになってくるわけでありましよう。こういうことが妥当だということに長官はお考えになるか。まずその点をお尋ねいたします。

○小山(雄)政府委員 まず組合の役員に個人保証をしろというということ、これは私法的な責任からいいますと非常に重いわけでありましようけれども、今ここに書いてございませう。役員は組合を健全に発展させるために、みずから責任をとって、すべてやってみようというふうな意味もございませう。個人保証を建前としてとっておるというようにいたしておるわけでありましよう。必要以上にはとらぬというところを、まず取り扱いとしては考えなければならぬと思ひます。それからお話を役員がかわりますよ

うな場合、これは常識から考えましても、役員であるために個人保証したわけでありましよう。今度は新しい人にかわつてもうというふうな原則も、また常識からいひましても当然のことだと思ひます。たゞいふところ、これを調べてみますと、たとえば貸付金の延滞が起つておるといふような場合は、法律問題あるいは実務上の跡始末の問題といひましても、これはたまたま役員がかわつたからといって、すぐかえるというわけにもいきましよう。うことでありまして、原則はあくまで交代してましよう。積極的に交代を認めていく。事故のあつたような場合にはこれは例外だ、こういうことで運用して参りたいと思ひます。

○中村(重)委員 この問題は法案に直接関係がありましよう。またいづれ適当な機会に質疑をいたしたい、このように考えております。

そこで通産大臣に特に要望として申し上げましよう。協同組合は御承知の通りに社会性を持った、民主的な組織であるべきはなすなです。ところがこの協同組合が、共同施設あるいは協同組合の金融によって貸付を行なう、こういったようなことがありましよう。ところがこの金融を協同組合が行なうことにおいて、その組合の幹部がボス的になり、その組合の運営を独占していき、組合員のための組合でなく、幹部のための組合事業運営という形が出て参つておられます。農業協同組合の中にもございませう。中小企業協同組合の中にもある。その他幾多の協同組合の中に、そういう弊害が生まれております。この保証制度の利点もあるであ

りましよう。しかしながらこの弊害というものは非常に大きいわけでありましよう。そうした点を十分一つ通産大臣としては検討され、そういう面にも配慮されて、不合理な点がないように、真にこの協同組合の事業運営が合理的に、要当に運営されるように、特段の御配慮をお願いいたしたい、このように思ひます。

いづれまたこの問題については適当な機会に質問もし、検討もいたしたい、このように考えて、質問を打ち切ります。

○中川委員長 加藤清二君。

○加藤(清)委員 ただいま十二時二十分でございます。すでにもう物理的には議題を要する時間でございます。各委員の皆様も大へんお急ぎのようでございます。私自身も実は心はずでに名古屋へ参つておるのであります。実は、私の師匠でございませう。名古屋市長小林橋川先生がおなくなりになりました。あすは葬式でございます。ほんとうはこの時間は私にはここに参りたくないのでございませうけれども、しかしながら先ほど来審議されております法案に對する審議の過程を見ますと、これは事実上重大な問題でございます。特に中小企業をこよなく愛しておられましよう。小林橋川先生の意図も、これをほんとうに中小企業のために改善するの必要は十分ありと前々からお認めでございまして、私がこゝでこれを参ること、やがて翌に報じるの道であるところ、私は以下簡単に御質問をいたしまして、私は以下簡単に御質問をいたしまして、そのつもりで、お答えなさる方も簡単にして要を得たお答えをお願いしたいと思います。まず第一に、中小企業の方々の声

は、事金融に關する限りは、資金が足りない、金利が高い、借りにくい、手続がむづかしい、なかなか借りることができない、従つて、借りたけれども借りられない。この声が中小企業界に横溢しておるのでございませう。一体中小企業金融公庫の資金と需要の關係は、たゞいまだどのような状態に相なつておられますか。私の聞くとこゝろによりますと、大体三分の一、よいところで四割程度しか需要が満たされておらない、かように聞いております。ございませう、一体いかがでございますか、これは。

○小山(雄)政府委員 中小企業金融公庫の申し込みに對する貸し出しの実行の割合といひましよう、これを大ざっぱにとつてみますと、今年度に入りまして、第一・四半期で六二・〇〇程度、第二・四半期で五二・〇〇程度、第三・四半期は年末融資、年末資金の追加等もありまして、この率が相当上がりまして、八七・〇〇程度になっております。これが当該月の申し込みに對する当該月の貸し出しの実績でございます。ただ、前々から少し繰り越し、持ち越しがありましよう。御指摘の通り、そういうものを入れて計算しますと、悪いとこに三〇〇、いいとこに四五〇、その程度になると思ひます。ございませう。

○加藤(清)委員 答弁は簡にして要を得てお願いいたします。

お答えの通り大体三分の一程度しか満たされてない。にもかかわりませず、今日の中小企業の資金需要は、おのれみずからが好むにあらうして、大企業その他の押しつけによつてどうして設備を近代化しなければならぬのございませう。資金需要はますますふ

えて参ります。設備を近代化せよ、機械の合理化をせよ、その上お貿易の自由化に對処せよ、かように親企業から責められ、政府からも責められる。ところがその資金はと申しますと、親企業は用意してくれないのでございませう。政府みずからは三分の一しか用意してないのございませう。一体中小企業はどの程度の資金を求めらるべきでございませうか。大臣どういらひいませう。

○椎名國務大臣 極力資金源をあさりまして、資金量を拡大するという以外に手はないのでございませう。今後とも十分に努力をいたします。

○加藤(清)委員 今後ともでなくして、今すぐに努力をしていただきたいことを次々とあげますから、それをやる用意がございませうか、ございませうか。

○椎名國務大臣 繰り上げ融資等の方法を考えられるのであります。極力努力いたします。

○加藤(清)委員 それでは銀行局長にお尋ねいたしますが、政府はすでにさきに國民所得増進計画なるものを出しておられます。これを實際に実行に移すといひましよう。この実行計画に伴うところの中小企業の資金需要は、一体どの程度と見込んでいらひいませうか。

○石野政府委員 所得増進計画に基づきまして中小企業の資金需要が幾らになるかという計算につきましても、これは非常に見通しのむづかしい問題でございまして、私ももうそういう計算は持っておりません。ございませう。

○加藤(清)委員 だからこの計画は、さきに経企庁長官にも通産大臣にも申し上げたことであるけれども、これは大

臣みずから目標であると言っておられる。絵にかいたもちと言われている。計画もない、見通しもない、まるでやみくもにめくらが手探りで探しておるようなものだ。だから結果は三分の一とか四分の一しか需要が満たされないといいことになる。今中小企業庁長官は数字でお答えになりましたが、それは届け出られたものからのトータルなのです。はねられたもののトータルは入っていない。ましていわんや中小企業の金融、これが政府金融機関にしても、銀行にしてもそうですが、行っただけでどうせおしらは貸してやらぬ、こういう観念のもとに、たまたかながらもたかたかながら高利貸しに走ったり、いじめられ、いじめられながらも相互銀行にお参りをしたりということが今日の事態でござい

ます。従って資金需要の見通しをはっきり立て、ほんとうに今日推名通産大臣に中小企業に対する愛情がありとするならば、具体的に数字、予算をもってお示し願うのが当然であると思はれるが、いかがですか。

○推名国務大臣 今日段階では、もちろん決して満足な資金量ではございせんので、一方また中小企業の生産の伸び等も十分に勘案いたしまして、できるだけ所要の資金が流れるように今後とも努力いたします。

○加藤(清)委員 私はこの際数字をもつてお尋ねしたいのでございませうが、皆さんの御希望による時間短縮の意味をもつて数字を申し上げません。第二番目金利体系をながめてみますと、大企業に対する融資の金利、農林漁業に対する融資の金利と中小企業とを比較いたしますと、ここにやは

り政府の伝統的精神と申しましようか、情けは上に厚く下に薄いというところが行なわれておるようでございませう。つまり大企業融資は非常に低金利である。ところが中小企業に対しては高金利である。これをこのまま放置しておいて、果して政府の要請しておるところの中小企業の体質改善が可能でございませうか。大臣、中小企業の金利の方が安いと言えませうか。

○推名国務大臣 政府機関は財政資金等につきましては、できるだけ安く供給するように考えておりますが、遺憾ながら民間の中小企業に対する金融面におきましては金利は相当高い現状でございませう。なるべくこれを安くしなければならぬということは考えております。

○加藤(清)委員 たとえば政府資金にいたしまして、大企業に貸し出されまます場合の金利と、同じ仕事の系列下にある中小企業に貸し出されまますところの金利と比較してみますと、中小企業はせいぜい安くても九分の一割近くにはなっております。ところが大企業は、あなたの御存じの通り、その半程度でございませう。銀行局長、これについて私の言うことに誤りがございませうか。

○石野政府委員 仰せの通り、中小企業の金利の方が大企業の金利よりも高くなっております。この問題は小口のものとか大口のものの経費の関係とか信用度の関係で、経済の実態的な意味での必然性というのか、そういう関係もございませうので、まあある程度はやむを得ない。従いまして政府機関につきまして、特に大企業向けの政策金利のようなものは安く

なっておりますが、中小企業について全般的に政府機関のものを非常に安くいたしますとまたそういう点では一般のものとバランスの関係等で、弊害の起る面もあるわけでございませう。従って全般的に金利引き下げの必要性につきましても、先ほど米当委員会で強い御要望がありまして、私どもとしても努力いたしたいと考えておりますが、今申しましたような意味におきまして、経済の実態からある程度、差があるということも御了承承いたしたいと思ひます。

○加藤(清)委員 答弁は不満でございませうが、時間の関係上次に進みます。とにかく中小企業に対する金利は世界じゅうで一番高いと言つても過言でない。なぜかならば、アメリカと日本の金利を比較してみますと、日本全体の金利が高い。だからアメリカの日本に対する投資意欲がどんどん出てきておる。そこへもつてきて、内地を比較してみますと、大企業が安くて農林漁業が安くて、中小企業の方が高い。世界じゅうで一番高い上になお高いのだから、中小企業の金利は一番高い。高くてもなお喜んでおればよろしいが、中小企業の声を聞きますと、高いがゆえに、朝から晩まで働きに働き抜いてもなお足りない。銀行金利と税金に追い回されておるのが、おれらの明け暮れじゃ、だから労働者に対しても何とかしてやりたいが、してやるのができな。これが中小企業の大將のほんとうの声なんです。この声を大臣は何と心得ますか。

○推名国務大臣 できるだけ経済の弱体性から脱却いたしまして、日本の経済にりっぱに貢献のするような体質

改善を目標として施策をこらしておる次第でございませう。

○加藤(清)委員 次に、中小企業金融公庫の貸し出しの方法について、すでにこれは同僚議員から論議をされておりますのでこまかく申しませんが、発足の当初においては直貸しをするだけの人的な余裕がなかったかと存じますけれども、代理貸しの不正、代理貸しが行なつた対象の不正等々が、今日これほど論議され、表に出てくる矢先でございませうので、私もはむしろ非難の少ない、しかも金融を受けて相手が喜んでおるところの直貸しを増加して代理貸しを減らす、このことを今年度は中小企業庁の努力目標として、しっかりと行なうべきであると思ひますが、大臣はどのようにお考えでございませうか。

○推名国務大臣 もとより御指摘のようには直貸しが本来であるべきはずであります。ただ現実問題として代理貸しが多いという現状でございませうが、これはできるだけ努力いたしまして代理貸しを少なくして、直貸しの方を多くするというのが目標になるべく早く到達したい、かように考えております。

○加藤(清)委員 その言葉がほんとうに行なわれることを願つてやみませう。ところでせっかく貸していただいた人の中にも、なお不満の声があるのをごいませう。それは何かと申しますると、お願いしてから金の顔を見るまでに半年もかかっておる、こういうことです。その結果は、設備増強にアンパランスができてしまつて、しょっちゅう親企業にしかられつぱなした。審査手続のスピード化は目下の急務であると思ひますが、長官、どうでしょう。

今度事務操作だから長官にお尋ねしましう。

○小山(雄)政府委員 中小企業金融公庫の貸し出しで審査期間が長いという非難はしょっちゅう聞かれます。一時ちょっと延びておりましたが、最近またいろいろ努力いたしまして、今は大体平均三ヶ月くらいまで縮めて参りました。設備資金、長期資金の貸し出しとしては、大体そんなところじゃないかと思ひます。これはややもすれば延びがちでありますので、短縮するのには努力いたしまして、設備資金の貸し出しでありますから、新規のお客さんが多いということ、その他の事情もありましてなかなかむずかしいことではございませうが、せっかく努力いたしまして短縮に努めて参りたいと思ひます。

○加藤(清)委員 中小企業の金融を欲するのには、栄養剤を補強しようとは考へていない。病気になつたから頓服がほしい、こういうことなんです。それが半年も先にしか薬がもらえぬようなお医者さんでは困る。努力する程度では困るのです。あなたは今三ヶ月とおっしゃつたけれども、それは三ヶ月の場合もあつたでしょう。しかしほとんどが半年以上かかっておるのだ。半年も先に薬をもらつたり注射してもらつたつて病人はその前に死んでしまひます。

次にお尋ねしたいことは、貸し出しの金額の高でございませう。ここに私は今度の政策の中には矛盾があるのではないかと思ひます。それは、特定機械向け融資というものが行なわれるはずでございませう。去年は大体二十五億あつたはずでござい

す。ことは開銀に七十億、お宅の方
に三十億あるはずでございます。この
内容を、過去の実績を調べてみます
と、大体一口が二千八百万円程度に
なっております。一体中小
企業金融公庫は御承知の通り要すれば
三千万でございますけれども、普通は
一千万でございます。二千八百万をど
うやってお貸しになる御予定ござい
ますか、まず総裁にお尋ねしましよ
う。あなたは銀行局長もやっておられ
たことがあるから……

○森永説明員 一般的には千万円を限
度といたしておりますが、特別に必要
のあるものにつきましては三千万円、
さらになおきわめて特殊な事例には五
千万円まで増額し得るというようなこ
とになっておりました。最近機械関係
産業等の近代化の要請に応じまして、
五千万をこえて貸し出す事例も数多く
出ているような次第でございます。そ
の場合には関係各庁の御承認も一々い
ただいております。今般
開銀と並んで実施いたすことになりま
す特定機械工業向けの融資につきま
しては、一つの工作機械をとってみま
してもその値段が千万円をこえるとい
うような事例も数少なくないと思われ
ます。当然五千円をこ
える限度超過の融資の扱いをする場合
が多くなることを考えて、目下そのよ
うなラインで関係各省と御相談を申し
上げておる次第でございます。

○加藤(清)委員 その点大臣は認めま
すか。
○推名國務大臣 今回中小企業金融公
庫が、初めてこの問題に乗り出して融資
をするということになったわけであり
ます。当然事柄の性質上限度超過に相
なるのでございしますが、これはできるだ
け迅速に認めるつもりでございます。
○加藤(清)委員 これは行政措置だけ
で可能でございますか、それとも例外
措置を設けるための法改正を必要とす
るか、あるいはまたこの際法案の改正
にあたって附帯決議にそれをうたう必
要があるのか、これはなくては勝手にで
きますか。もしそれを勝手にやったと
いうことになりましたら、この例がほ
かの方にも波及するおそれなきにし
もあらずと私は考えます。なぜなら
ば、すでに政府が要請しているところ
の中小企業設備の近代化は一千万円
ではとうていまかない切れぬ機械が統
統出てきているのでございします。従
いましてその際に一千万円以下の融資だ
けであったといたしますと、機械は
半分買うわけにはいきません、どうい
う結果が生じているか、資金のないや
つにはなかなか機械を渡すことができ
ない。そこで某々——あえて名前を控
えますが、大機械メーカーは大企業に
はすぐに売ります、ところが中小企業
が機械を買いに参りますと、ただいま
ランニング・ストックが二年から三年
はあります、だから売ることではできま
せん、三年先なら納品をいたしましよ
う、こういう悪影響が出てきているの
でございします。従いまして私はこの際
政府の要請であるところの設備の近代
化に対しては、当然特例を設けてしか
るべきであると思っております。
さなきだに森永さん考えてみて下さい
よ、国民金融公庫の貸し出しの金額も
所得の増加によってだんだんふえてき
ておるのでございします。片や開銀はだ
んだんと下がってきているのです。一
体あなたのところは前門のトラ後門

のオオカミを控えて、どこに中小企業
金融公庫は生きようとするのですか、
まずあなたの意見から承りましょう。
○森永説明員 昭和二十八年に中小企
業金融公庫が発足いたしました以来、
中小企業も日本経済の伸張とともに
育つてきておりますので、その当時考
えられました千万円あるいは三千万円
あるいは特殊な場合に五千万円という
限度もいささか窮屈に感ぜられつつあ
るという事は御承知の通りでござい
ます。従いましてこの限度もだんだん
上げていただきたいということを考え
ておるわけでございしますが、幸いにし
て目下限度超過を承認を受けることに
よって、この限度をこえて融資する道
も開かれておることでございますし、
特に今度の特定機械につきましては、
これは当然この限度を超過せざるを得
ないというにつぎまして、御当
局の認識をいただいております。御当
局でありますので、目下のところは運用
によりまして中小企業者の近代化の要
請にこたえていくことができるとい
ふふうに考えておるところであります。
○加藤(清)委員 運用の妙は、とかく
例外措置やら妙な悪事を生むのが過去
の実情でございします。従ってこれに対
して大臣どのような措置をとられま
すか。

○推名國務大臣 今公庫の總裁からお
話がありました、結局は融資標準則で
きまっております。問題の重点は何とい
つても中小企業設備近代化という見
地から、もしこれをただ運用の妙だけ
でなしに、その例外措置を原則として認
めるといふようにする必要があれば、
その点は関係方面とよく協議いたしま
して、改正すべきものは改正したいと
思っております。とにかく弊害のな
い運用の妙を得てやっていけるつもり
でございますが、必要であればあえて改
正してもらふことにやぶさかではない
のであります。
○加藤(清)委員 弊害のない運用の妙
だけで事が足りれば私はこのように申
しません、やむを得ませんので私は
その妙の妙たるゆえんの一例を申し上
げてみたいと存じます。つまり高級料
理屋には金が貸されるが、法第二条の
四の二に規定するところの旅館業に
は金が貸されていない、こういう実例が
あるのでございします。御承知の通り第
二条の四の二には、環境衛生同業組合、
こうなっておりますのでございします。こ
れは厚生省所管のほうでございします。
にもかかわりませぬ旅館業と称するも
のに貸し出された実例を見てみます
と、これはほとんど高級料理屋でござ
います。一体いかなる運用の妙によっ
て、このような結果が来たとされてお
るのでございしますか、これは大臣。
○推名國務大臣 所管外でござい
ますので、よく存じません。
○加藤(清)委員 それでは担当官
に……
○森永説明員 私どもの現在の融資準
則によりまして、物品販売業とか、
旅館のサービス業につきましては若干
の融資規制を施行いたしておりますわけ
でございます。まず第一は直接貸付の対
象にしないということでございます。
代理貸しだけでやっております。代理
貸しでも百万円未満は別に何らの規制
を加えないで融資をいたしております
が、百万円をこえるものにつきまして
は、国際観光旅館としての登録を得ま
したものにございましては、千万円まで

の限度において増室、客室の増築等の
資金を出しております。これは運輸省
所管かと存じますが、外客誘致からの
要請に応じての措置でございします。国
際観光旅館以外の旅館につきましては
日親連というのがございしますが、その所
属の旅館で多量程度の規模、基準等を有
するものにつきましては、暖房とか衛生
その他の施設に限って融資をいたして
おる、そういう現状になっております。
○加藤(清)委員 ただいま大臣は所管
外とおっしゃいましたが、これは中小
企業金融公庫の貸し出しの内容を私は
論議しているのです。あなたの所管
のほうです。ただ所管違いといえ、
環境衛生というのが厚生省であるにも
かわりませぬ、よろしゅうございま
すか、法の中にあるのは、厚生省管轄
であるにもかかわりませぬ、旅館に金
を貸すときには一体何の規定によつて
貸すかという、ただいま總裁がお答
えになった通り国際観光政府登録旅
館、これによつて貸しておるとい
うわけなんです。これは一体どこで
おるかという運輸省でございする。
そこで結果はどういうことになるか
という、国際観光政府登録旅館なる
ものは旅館じゃないんだ。たまにはそ
れは泊めるかもしれないけれども、こ
れは高級料理屋である。芸者などを迎
えて、酔うてつづけたときには泊める
ときがあるでしょう。それ以外には泊
めた例がない。ところが学童が泊まる
とか、あるいは普通の商業上の用事で
旅客が泊まるとか、あるいは今度京都
で行なわれるようなありがたやさん、
これが泊まる旅館に対しては融資して
いない。今百万円以下を貸すというた
けれども、うそじゃない、借りに行っ

の限度において増室、客室の増築等の
資金を出しております。これは運輸省
所管かと存じますが、外客誘致からの
要請に応じての措置でございします。国
際観光旅館以外の旅館につきましては
日親連というのがございしますが、その所
属の旅館で多量程度の規模、基準等を有
するものにつきましては、暖房とか衛生
その他の施設に限って融資をいたして
おる、そういう現状になっております。
○加藤(清)委員 ただいま大臣は所管
外とおっしゃいましたが、これは中小
企業金融公庫の貸し出しの内容を私は
論議しているのです。あなたの所管
のほうです。ただ所管違いといえ、
環境衛生というのが厚生省であるにも
かわりませぬ、よろしゅうございま
すか、法の中にあるのは、厚生省管轄
であるにもかかわりませぬ、旅館に金
を貸すときには一体何の規定によつて
貸すかという、ただいま總裁がお答
えになった通り国際観光政府登録旅
館、これによつて貸しておるとい
うわけなんです。これは一体どこで
おるかという運輸省でございする。
そこで結果はどういうことになるか
という、国際観光政府登録旅館なる
ものは旅館じゃないんだ。たまにはそ
れは泊めるかもしれないけれども、こ
れは高級料理屋である。芸者などを迎
えて、酔うてつづけたときには泊める
ときがあるでしょう。それ以外には泊
めた例がない。ところが学童が泊まる
とか、あるいは普通の商業上の用事で
旅客が泊まるとか、あるいは今度京都
で行なわれるようなありがたやさん、
これが泊まる旅館に対しては融資して
いない。今百万円以下を貸すというた
けれども、うそじゃない、借りに行っ

の限度において増室、客室の増築等の
資金を出しております。これは運輸省
所管かと存じますが、外客誘致からの
要請に応じての措置でございします。国
際観光旅館以外の旅館につきましては
日親連というのがございしますが、その所
属の旅館で多量程度の規模、基準等を有
するものにつきましては、暖房とか衛生
その他の施設に限って融資をいたして
おる、そういう現状になっております。
○加藤(清)委員 ただいま大臣は所管
外とおっしゃいましたが、これは中小
企業金融公庫の貸し出しの内容を私は
論議しているのです。あなたの所管
のほうです。ただ所管違いといえ、
環境衛生というのが厚生省であるにも
かわりませぬ、よろしゅうございま
すか、法の中にあるのは、厚生省管轄
であるにもかかわりませぬ、旅館に金
を貸すときには一体何の規定によつて
貸すかという、ただいま總裁がお答
えになった通り国際観光政府登録旅
館、これによつて貸しておるとい
うわけなんです。これは一体どこで
おるかという運輸省でございする。
そこで結果はどういうことになるか
という、国際観光政府登録旅館なる
ものは旅館じゃないんだ。たまにはそ
れは泊めるかもしれないけれども、こ
れは高級料理屋である。芸者などを迎
えて、酔うてつづけたときには泊める
ときがあるでしょう。それ以外には泊
めた例がない。ところが学童が泊まる
とか、あるいは普通の商業上の用事で
旅客が泊まるとか、あるいは今度京都
で行なわれるようなありがたやさん、
これが泊まる旅館に対しては融資して
いない。今百万円以下を貸すというた
けれども、うそじゃない、借りに行っ

てごらんない。何と言うか、国際観光政府登録を受けていらつしやい。それでいかなかつたら日本観光旅館連盟の看板を受けていらつしやい。必ずそう言います。一体何がゆえに通産大臣及びその所管であるところのこの金融が、運輸省あるいは国鉄の推薦によらなければならぬのか、その理由を聞きたい。所管外だと言うておるからそういうことになる。

○小山(雄)政府委員 中小企業金融の場合等の、その業種の関係でありますけれども、通産省は中小企業金融公庫の仕事監督いたしているという意味で、全般的に所管になるわけでござい

ますが、それぞれの融資を受ける対象の業種については、各省でやっておるわけでございます。ただいまの旅館に対する融資の問題は公庫の貸付方針といひますか、準則的なものでいろいろ区分けをいたして、標準を設けて貸付をやっていくというものでありまして、その標準のとおり方としては、それぞれ所管の行政官庁で定めた制度を利用した方がいんじやないかということとでやっております。

○加藤(清)委員 まるつきり答弁になつていない。これはむしろ長谷川委員や首藤委員さんの方が、よう御存じなはずなんです。ここにきめたのは、もともとの理由は、先ほど総裁がおっしゃられたように、外人を誘致して外貨を獲得するんだ、戦災で焼けたのを早く復旧してやるんだ、こういう精神から発出したわけなんです。旅館は一体どこにしたいかと言つたら、旅館のことはちよつと通産省じやわからないから、まあ一つその専門の運輸省にまかせようじやないかということ

入れたわけなんです。ところが今や戦災復旧という言葉は、もう当たらなくなつてきた。と同時に外貨獲得を名目に作られたところの高級料理屋が、はたして一体外貨をどれだけ獲得しているか、もしもそれをたてにとられるならば、私は旅館を指定いたします。そこがどれだけ外貨を獲得しているか、データを出していただきたい。もはやこれも昔の夢であつて、昔の状態や昔の規則をもつて今日にあてはめるところに問題があるわけなんです。これを改める用意がありますかありませんか、大臣。

○椎名國務大臣 だいが実情に遠ざかつておるようでございますから、その点はよく関係省と相談をいたしまして、改むべきは改めるように努力したいと思ひます。

○田中(武)委員 今の大臣の答弁は、私よくわからないのですが、中小企業金融公庫法の第一条は、中小企業に貸する事業ということで中小企業に貸すのだ、こううたつておるのですね。そうして第二条で、中小企業とはどういう定義をうたつておるわけなんです。その二条の四の二に、今加藤委員の言われた「環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会」云々とあつて、この二条一号に基づく施行令の第一条に、一号から十九号まであつておるわけですね。その十六号に、旅館業というものがあるわけなんです。しかも二条の四の二には、「常時三十人以下の従業員」という線があるわけですね。今問題になつておるような高級旅館といひますか、そういうのはその以上じやないですか。それなら公庫の業務規程とか何

とかいうことでなく、法律違反だといふことになる。その点どうですか。

○森永説明員 国際観光ホテルでも、資本金千円以上、従業員三十人以上の大企業に属するものには、私どももちろん貸していません。またそれ以下の資本金千円未満または従業員三百人未満の中小企業に属するものに貸し付けます場合でも、ただいま御指摘のございましたような遊興にわたるような施設を主とするようなものにつきましては、貸さないようにという指導をいたしておるわけでございます。これもまた昨日来問題がございまして、代理貸しでございまして、その辺の方針が、十分努力はしておりますが、あるいは徹底を欠いておるといふ面がもしありたいと思はれます。今後さらに監督を強化して参らなければならぬことと存するものであります。

なお、もう一つ申し上げますと、実は外客誘致のためのホテルにつきましては、これはもちろん大企業でありまして、これにつきましては、今開銀等で、そうした大規模の融資をされておるわけでありまして、ところが、外客の中にはやはり本来の日本旅館に泊まりたいというようなものも少なくないわけでございます。そういうものに対しては政府資金の融資が、実は真空地帯になつておるといふこともございます。

運輸委員会、運輸部会方面からはそういう真空地帯に対して、中小企業者である限りは、やはり中小企業金融公庫から融資の手を差し伸べるべきではないかという意見も、実はあるくらいでございます。かたがた日観連——先ほど日観連に入つておられれば貸さぬというお話でございましたが、これは

日観連で規定しておる程度の基準以上であれば貸すわけでございます。その辺私の答弁もちよつと誤解を招いたかもしれないませんが、訂正いたしました。そういうものにつきましても、今の融資基準を若干緩和する必要があるのではないかと。オリンピックを控えまして、日本旅館に泊まるという外客に対する備えとしても、また現在の国観連、日観連に対する融資の峻別ということから考えても、もう少しその辺の取り扱いを緩和するような方向で考える必要があるのではないかと。このこと、その辺は目下鋭意検討いたしておる次第でございまして、しばらく結論が出るまで時間の御猶予を願ひたいと存する次第でございまして。

○田中(武)委員 日観連に加盟しておるもの、及び加盟してないもの、その基準に合うようなものといへば大きなところになるわけですね。それはどうですか。従業員は三十名以上にならないのですか。従業員は三十名以上と違ひますか。

○森永説明員 サービス業等につきましては、人員についても他の基準があるわけですが、資本金千円未満または従業員三百人未満、そのいずれかに該当すればいいわけでございまして、かりに、従業員が三百人というところは大旅館でございまして、資本金が非常に少ないという場合には、法律的には融資の対象になるわけでございまして。

○田中(武)委員 こまかいことの議論になりますが、千円未満または三十人、どちらでもいいのです。「並びに」という言葉です、第二条の言葉は。

○森永説明員 その点の解釈は一千万円未満であるか、その場合には従業員

が三千人より多くてもいいわけですが、千円未満であるか、あるいは三十人未満であるか、その場合には資本金は千円よりこえてもいい。いずれかの条件に該当すればいい。そういう法律の規定になつております。

○田中(武)委員 そういふように現在なつておるらしいのですが、それなら、法律語としては、「又は」の方がはんとするですね。そういうことはいとして、実際は三百人こえておるところ、あるいはこのごろでしたら日観連に加盟しているような大きな旅館なら一千万円くらいでいいと思ふのです。結局は大きなところへ行つて、小さいところへ行つていないということ、加藤委員はついております。思ふのです。それが金融公庫法の精神に反しておる、こういうことを申し上げておるわけなんです。

○森永説明員 旅館その他、サービス業等に対しては、資金量が十分でございまして、全般的に規制を加えておる。ただその中で、外客の誘致という観点から、遊興的な方向に走るものは別でございまして、そうでない、まじめなものについて、国際観光旅館としての登録を得ているものについては、一千万円まで貸付の取り扱ひをいたしております。それを、千円未満はなかなか客室もおそらくできぬかもしれない、さらに緩和するかどうかという問題と同時に、日観連について、今客室については貸さないといふことになつておりますのを、もう少し緩和したい、そういう方向で検討いたしております。

○加藤(清)委員 法律的にはそうでございますけれども、それからまた

第一類第九号 商工委員会議録第十四号 昭和三十六年三月十七日

森永さんのお気持もその通りでございます。何と言われるかと申しますと、まあまあ日親連へ入っていらつしやいか、国際観光の看板をとっていらつしやい、こういうふうな指導をされるのだ。従って、借りに行った業者は、これはまあやむを得ぬ、おれらの手の届くところじゃねえやというところで帰ってくる。これが現状なんです。従って、あなたのその親心があったら、その親心を窓口によく徹底させるような方途を講じられることが、まず第一に必要だと思ひます。それを一つやっていたきたいと思ひます。そのことがやがて入学時期を控えた、大都会に集まる学生、これを利することになり、あるいはやがて行なわれるであろうところのオリンピック——この方々は何か洋間に泊まろうとしてはいない。日本間をこそ好むという傾向が今出てきておるわけなんです。従ってこれらもかねあわせ考えてみました場合に、あなたの措置のいかんは、やがてオリンピックを円満に遂行させるかささないかというところにもつながるわけでございますから、しっかりとあなたの親心を徹底させていたいただきたいと思ひます。

次に保険の件について簡単にお尋ねいたします。この保証協会の業務監督、これは大臣、だれにございませうか。

○椎名国務大臣 大蔵、通産の共管でございます。

○加藤(清)委員 ごもつともでございます。今度はお逃げにならぬですね。その通りでございます。そこで、中小企業金融の金利が高い、こういう矢先に、保証協会の保証を得ますと、当

初は四分五厘くらいよぶんに取られたものでございませう。ただいまはどのようになつておりますか。

○小山(雄)政府委員 保証料は協会によりましていろいろありますが、通常最高の保証料率、その協会の最高の料率というものが、一番高いところで八厘というのがあります。一番安いところで四厘というのがあります。大体五分五厘見当になります。

○加藤(清)委員 大臣、お聞きになりましたか、保証だけで八厘というところがあるのです。いずれにしても、普通の金利プラス・アルファ二分なり三分取られる。こういうのが現状でございます。従って、中小企業が保証協会を通じて金を借ります場合には、優に割以上になつてしまふ。こういうことになつてゐるわけなんです。せつかく中小企業のために親心をもつて作ったこの保証が、保証料が高いがゆゑに、中小企業を——そう苦しめるということに相なつてゐるわけなんです。そこで当然の問題として保証料の引き下げが行なわれてしかるべきであると思ひます。これについて、大蔵省がせつかく来ていらつしやるようでございます。この中で、大蔵省のお考えをまず承りたい。世間の事情云々で中小企業の高い場合もあり得るとおっしゃいました。が、こらあたりどういふ事情でございませうか。

○石野政府委員 保証料の引き下げの問題でございますが、保険公庫としてはやはり保険採算ということも考えまして、従いまして主計局の方の關係もございまして、予算のときに、保証料の引き下げの問題が主計局との折衝と申しますか、話し合いということにも

なるわけでございます。私どももいたしましても、保証料率をできるだけ引き下げたいという考え方で、中小企業庁の長官と一緒に、そういう意味では努力をいたしておりますが、保険公庫の保証採算という観点からも限界がございませう。そういう關係で本年度は、先ほど中小企業庁長官からお話があった程度の引き下げとなつたわけでございますが、今後とも引き下げには努力をいたしていきたいと思ひます。

○加藤(清)委員 通産省としてはこれに對してどういふお考えを持ち、どういふ御努力を予算折衝のときになさつたのですか。大蔵省はあのように親心を持つた答弁をしていらつしやる。そのうなるとあれが正しいとすると、あなたの方の努力が足りなかつたということになる。

○小山(雄)政府委員 保証料の引き下げは機会あるたびにやつて、前からいいますと何度も何度も下げてきてゐるわけでございます。今回は包括第二種の保証料を約一〇％下げたわけでございますが、これは主として予算要求の問題でございます。主計局の關係でありますが、われわれとしては実は予算要求としては二割程度のところを要求したのであります。いろいろな保険公庫の採算上その程度ということに落ちつたわけでありませう。

○加藤(清)委員 本件に關する限りこれは同僚議員みな一致した意見だと思ひます。なぜかならば、選挙のにおりに、中小企業に対する融資の金利が高過ぎるのだ、だから私はそれを努力して参りますというところは一樣におっしゃつた。これは社会党、保守党、民社党に限らずみんなそれをスローガンにう

たつていたので、完全一致した意見だと思ひます。もしこれを反對するといふのだつたら、選挙の公約はうそであつたことになるわけですか。従つてただいま承りますと、通産省の方もそれに努力する、大蔵省もやぶさかでない、こういうことでございませうから、この際私はその善意を期待して、時間の關係上次へ移ります。が、ほんとうはここできつとやらなければいかぬところなんです。

次に、私がどうしてもわからぬ点がある。ただいまの大蔵省、通産省御両所の御精神からいいますと、わからぬ問題が一つある。すなわち今度の法改正によつて、融資保険の廃止というところが行なわれようとしておるのです。これは一体何事でございますか。まるで精神に逆行してゐる。

○小山(雄)政府委員 融資保険というのは、金融機關が直接保険にけるわけでございます。保証協会は保証協会の保証したものにける。それで国の資金を出して保証制度を作つて運営して参ります場合に、両系統の仕事を一緒にしてゐるというものであります。それよりも中小企業者自身については、第一次的には全部保証協会をやつてもらつて、それを再保証するということが、國家資金としての効率というものが、保証準備金の効率からいつてもよろしうございませう。その方が広く仕事を扱えるということでありませう。また融資保険、普通保証保険というのは逆選択といひまして、いわば悪い危険なものだけ持つてこられるというところで、非常に保証料率も高くなりますし、また事故も非常に多いために保険公庫の會計、その方面の會計も始終赤

字だということ、保証保険の方の経理にも響くというようなことであります。そういうふうな趣旨から、前々から金融制度調査会でその言われておりました、この際そういう準備もやつて参りまして、態勢が整つたのでこれをやることにいたしました次第であります。

○加藤(清)委員 なるほど逆選択の問題はあるでございます。従つてこつたきだけこへ多くしわ寄せされたいという事例もそれはごもつともだと思ひます。しかしそんなことは理由にならぬと思ひます。なぜかならば火災保険にしても生命保険にしても、かける方が自分に審査権を持つてゐるんですよ。政府みずからがやるわけですよ。自分にどうして審査する権限を持たないのですか。銀行様で、銀行の言うなりに政府が動いておるものだから、こういう結果になる。しかも相互銀行のような悪らつた銀行の言行をそのままにしておくからそういう結果になるのであつて、何もだからといって中小企業にそれをしわ寄せして、せつかく中小企業に与えたところの業を取り上げなければならぬという理由には全然ならない。あなたに見當違ひの答弁をしてもらつちや困るのです。この点はどうなんですか。

それからも一つこれは大臣に承らなければならぬが、最初融資保険の方は作つてみた。ところがこれはおもしろくない。従つてこれはやめさせよう、こういう意圖が明らかに予算上動いていたように私は思ふのだ。大臣、これはどうなんですか。

○椎名国務大臣 専門家の間で十分に検討していただいた結論でございます。今回、これを尊重いたしましたので、今回

おったから、こうやったとおっしゃった。それではお尋ねするが、金融制度調査会なるものは、中小企業の設備の近代化ができない、難渋する、そのおかげで親企業から責められる。パート、パートがおさまらぬで困る、こういう場合の責任を負いますか、大臣にお尋ねいたします。

○椎名国務大臣 そういふ実際の貸し借りの責任は負えないわけでございます。あくまで調査機関でございますから、その限界以外には出られない。

○加藤(清)委員 そうでしょう。それは大臣の答弁、その通りですよ。だからそこをたてにとられて、中小企業が難渋するのを、ほうっておかれちゃ困るのですよ。もうこうなれば明らか、に、五百万円以下はある程度はいける。しかし再三言うように政府の要請であるところの設備の近代化、親企業から責められる中小企業、それを救う道はこの際断たれようとしているのです。この法案改正はそういう重大性を帯びておるわけですか。このままでは、今のような答弁では賛成することはできません。従って金融制度調査会に再調査を命じて行なわせるか——金融制度調査会の答申は一体何かという、これは三十二年なんですか。ちょうど森永さんに先ほど申し上げた、あの旅館の貸付、あれがすでに時間的にずれてきておる、これと同じことなんです。設備の近代化は、すでに大企業は政府の援助によってぬくぬくとできた、けつこうなことです。次に来たるべきは中小企業の体質改善であり、設備の改善である、こういう矢先にあたつて、何がゆえにこの五百万以上の融資に対する保証の道が断たれなければなら

ないのか。断つてはたしてできますか。仕事をやれということと資金を調達するということとが、まるっきり方針が矛盾しているじゃないですか。従って、三十二年ごろの、大昔の答申に従って今日それを行なうということに大きな矛盾がある。だから私はこの際金融制度調査会なるものにもう一度、今日のこの時点において政府の要請を付加した、そういう状況を判断して、一体いかにすべきやという問題を再検討を指示すべきじゃないか、かように考えられますが、大臣いかがでございますか。と同時にそれが急にできないというならば、この際融資保険のとりべき道をはっきり明示していただきたい。中小企業の生きる道、これをはっきり明示していただきたい。一体中小企業はどこに金を借りに行きたいのか。

○椎名国務大臣 保証の限度をさらに高めまして、そうして大体の需要に必ずやうな態勢にするべくただいま考案中でございますが、なお設備投資についての資金の問題につきましては、別途これは考究する必要があるかと存じます。そういう趣旨におきまして十分研究してみたいと考えます。

○加藤(清)委員 研究だけでは困ります。設備の近代化はもうすでに、あなたと私がここで討論している最中も進行しつつある。中小企業は銀行の窓口において難渋しつつあるその矢先に、この法律が通るならばこれは打ち切られる。研究するでは困る。あなたはただいま保証協会の保証料を引き上げるとおっしゃったが、しからば何県に対してどれだけ引き上げられますか、その用意がございいますか。データーを出

してもらいたい。

○小山(雄)政府委員 保証協会の保証限度は先ほど申しましたようにばらばらでございます。最近だんだん保証協会の方の實力もついてきてまして、大体上がる傾向にあります。この際今回二種の包括保険の付保限度額を七百万まで上げます。それによりまして少なくとも七百万までは上げられるような指導をやっておりますし、そういう定款変更等の措置も進んでおるものも相当ございいます。引き続き努力いたしたいと思ひます。

○加藤(清)委員 それでは足りない。なぜ足りないかという、今まで七百万でも一千万でも融資保険があった場合にはそれが行なえた。それをなくするのです。今度の法律が通つたとなん、それがなくなる、そうでしょう。それだから、そこにブランクが出てくる。穴があく。五百万以上一千万程度の穴があいてしまふ。それをどうするかと尋ねたら、それは保証協会の方のものを七百万程度に引き上げるよう指導する、こう言うけれども、それならお尋ねしましうか。愛知県はどうなります、名古屋は一体いつ上がります、神戸はどうなりますか。川崎市もやっておりますが、川崎市ははたして七百万になりますか。川崎というところは中小企業、下請企業のわんさと雲集しているところですよ。そこに七百万にする確証をここに出せましか、いつやってくるんですか。まず名古屋から聞きましよう。私はそれを持つて帰れば、今はなき小林橋川先生もさぞかし喜んでくれると思ひます。

○小山(雄)政府委員 従来は融資保険も普通の保険も付保限度七百万でござ

います。従つて根本的にもつと全体として上げるべきかどうか、設備融資に対する保険制度等を根本的にどうやるかということ、別途至急検討しなければいかぬということ、そういう準備を進めておりますが、現在の融資保険制度でまかなえた分は、保証の方でまかなえるというふうにやりたい、こ

ういうふうな考えております。

○加藤(清)委員 私の質問と食い違つておる。中小企業庁の長官が、そのブランクのところを埋めるにあたつては、今度残す方の信用保証協会の保証額を上げる、こうおっしゃるのだから、それは上げて下されば文句はないです。片方がなくなつたつてそれはいいでしょう。この法律によつて片方をなくするのだから、なくした場合に片方は背が低いのだ、足りないのだ。足りないところが、むしろ資金の需要は雲集している。だから、七百万に上げるおとしやるのならそれはけつこうなことだから、それはいつの時期にどこを上げてもらえるか聞いているのだ。名古屋はどうか、愛知県はどうか、神戸はどうか、川崎市はどうか、こう聞いている。大臣、いつ上げてくれます。予算措置を変えなければならいませう。大臣、予算措置を變える用意はありますか。

○椎名国務大臣 小山長官に答えても

らいます。

か。すでに各県や各市は予算が通過しております。そうすると、各県や市に對して補正予算を組む、こういうことになりまう。指導だけでできる仕事と違ひます。金の裏づけがなければできぬ仕事なんです。言葉だけではできません。あなたたちは片方を切ると言う。切らぬと言ふのなら私はそんなことを言ひません。保証がなくなるけれども、資金需要はその層にがと雲集してきている。その理由は政府が作つていうふうな足元に火がついておるのです。だからこそ私は小林橋川の葬式に行かなければならぬのをやめて、心に泣いて喪服を着て質問しているのだ。

○小山(雄)政府委員 指導と申しましたが、もちろん個々の県その他ともよく相談しまして、大体そのうかまえて県その他来ておりますので、その趣旨にのつとるように、個別の協会について、時期その他は申し上げられませんが、そういうふうに逐次持つて参りたいと思ひます。

○加藤(清)委員 かまえただけでは困ります。具体的な問題だから、指導だけでは困ります。しかも保証協会の保証の金額を上げさせるということから、一体どういふ結果を生ずるかといえ

ば、この保証料を全部政府が持つておればいいのですけれども、県や市が負担しなければならぬ。すでに予算が通過しておる県や市がたぐさんあるのだ。それをどうさせますか。そういうことを本省がやるから、結果どうなつたかという、あとから国家が金をつけてもそれにマッチする予算を県や市が組めない。おかげで企業が進んでいない。そういう自治体がたくさんあ

る。だからこそこれを年末調整で取り上げてきて、もう一度再配分をやっておるじやありませんか。それを毎年々々繰り返しておるじやありませんか。なぜ地方自治体がそれほど困るようなことをやらなければならないのか。そういふことをやるものだから、自治体の長の命が縮まるのだ。大臣、御答弁を願います。

○推名国務大臣 十分に実効の上がるような指導をいたします。

○加藤(清)委員 その実行はいつですか。

○推名国務大臣 なるべく早く……。

○加藤(清)委員 なるべく早くといえ、本席でやるのが一番よろしい。

従って私が申し上げた趣旨は、私が野党だからいけないが、私が与党だったらこれは拍手かっさいなんだ。ということは、自分たちの選挙のときの公約なんだ。保守党も民社党も社会党もみんなこれを公約してきた。それをこの際実行に移そうとする。ところが政府は、何を間違えたか一つ削ろうとしておる。自分の公約が削られようとしておる。その矢先にあたつてのことだから、可及的すみやかに実行に移すというのなら、この席で付帯決議をつけてこれを善処しなければならぬ。金融制度調査会に対しては新しいデータによつて答申をさせなければならぬ。可及的すみやかにやるといふのなら今ここで行なうべきだ。何もこれには税金がかかぬはずだ。そうすれば大臣の名誉にもなるわけだ。これは加藤清二の名前を出す必要はありません。本委員会の名においてやっていたれば、それでけつこうなんです。

○小山(雄)政府委員 協会によりまし

ていろいろ事情がございますので全部とは申せませんが、今も続々と引き上げをやつてきておるものがございまして、来年度までには大部分のところは七百万までにする。経費の関係は、これは初めは限度を上げましたからといって、すぐ府県の保証協会の予算には直接結びつかぬわけでありまして。保険料その他で少しづつ影響が現われてくるわけでありまして、初年度あたりはもうそう大した予算変更等のことにはならぬと思ひますので、そうむずかしい措置ではないと思ひます。現に各協会からそういう申請が来つた状態でありまして。

○加藤(清)委員 今度は委員長にお尋ねします。大臣もすぐやるにやぶさかでないという御答弁ですね。それから長官もそれと同様の考え方の方でございます。御承知の通り、中小企業の設備に対する資金の需要の旺盛であることは、委員長におかれてもよく御存じのほうでございます。従つてすぐやると大臣は言つておるのだから、本委員会のこの法案を通すときの付帯決議に、ぜひこの中小企業を救うためのことを入れていただきますように、委員長に要望して、委員長の答弁を要請します。

○中川委員長 加藤委員にお伺いしますが、速記を見なければわかりませんが、私が聞いたのでは、今大臣はできるだけ早くということ、今すぐやることは言つておられないのですが、どうなんですか。それで御不満でありますれば、またあなたの質問を続けていただいて……。

○加藤(清)委員 それでは委員長にお尋ねします。この法律をきょう通すことに私は反対しておるのじやない。協

力している。けれどもその問題が解決できないと、この次、機械工業振興法その他関連法案がたゞさん出ておりますが、そのときに難渋するだけでございます。従つて、この際本件を附帯決議につけておけば、これはほんとうは悲しい神だのみくらいのことですけれども、つけるくらいのこととは何も税金がかかるわけでも何でもありません。○内田委員 関連して、加藤委員の先ほどの御質問、私もまことに二つの点について政府の考え方をたしたい。一つは、加藤君の言われるように、融資保険もそのまほしい、保証保険も拡張するということは、両手使いで大へんいいのだけれども、しかしその保証のものと違うものは、中小企業信用保険公庫が財政資金にたよつてやつておる。今度も二十億圓ふやすというところで、毎回の国会で、これは与野党協力して、信用保険公庫の元金をふやすことに努めております。従つて、元金は限られておるのです。従つて今度も信用融資保険というものをやめたらやめなければならぬに、その分が保証保険の方に拡大になつてきておつて、そうして第二種保証というものを、七百万圓までその限度を上げてきておる。だから両方うまいことにくわけではないので、一方をやめて他方を充実した方がよろしいという見地から、政府はやられたのじやないかと思ふが、その点いかがですか。これは助け舟のようだが……。

○小山(雄)政府委員 これは融資保険をやめる理由の一つとして、保険準備基金を効率的に動かす意味からいって、二つのものの責任を負うよりも、

保証保険一本にしてやつた方が効率がずっといいということでありまして。○内田委員 もう一点は、私の記憶に間違いがなければ、今までやつて参つた融資保険というのは、最高限度が七百万圓であつたと思うのです。しかし、今中小企業の体質改善、設備近代化に要する金は七百万圓どころじやない。一千万圓も二千万圓もほしいわけだが、とにかく今までの融資保険の限界は七百万圓であつたわけだから、融資保険をおいただけでは解決できない問題じやないか。その穴埋めとして、今度は保証保険の方を七百万圓まで上げる。しかも名古屋あるいは私の方の山梨県なども、貧弱な保証保険協会を持つておる例でございまして、これらはおそらく保証限度が七百万圓までいってない。従つて、政府の方で第二種保証保険の限界を七百万圓まで上げてくれれば、それに適応するだけの準備が、われわれの地方は財政的に貧弱であるためにできない。しかしそれを補てんする建前として、二十億圓の今度の増資分は、これは融資基金である。その金は信用保証協会が握つておる金じやなしに、貧弱保証協会に向かつて——私は選挙区だからあえて言いますが、山梨県の甲府市の保証協会なり、あるいは加藤君のところの名古屋市の保証協会なり、そういうところに向かつて、これを種にして保証限度を拡大しなさいとやつてくれる気持があるのじやない。それで加藤君や、私が同感だと言つた部分は大部分解決する。さらにまた次の国会においても、その次の国会においても、信用保険公庫の資金は、われわれの努力と、あなたの方の大蔵、通産両省も同じ意見

でありましたら、これを充実して参る。これはきょう、あしたということじやなしに、補正予算の時期があればそのとき、あるいは来年の国会などで、七百万圓、一千万圓、一千五百万圓まで、そういう包括保険で中小企業の設備近代化の所要資金がまかなえるようにやつていく気持だろと思ひますが、その覚悟を一つ聞かせてもらえば、加藤君の方も半分くらい満足するのじやないかと私は思ひます。

○小山(雄)政府委員 保証の限度額の関係から、融資保険も七百万圓、包括保険も五百万圓のものを七百万圓にするということは、仰せの通りであります。ただ保証協会の方は、今度は保険にかける金は保証協会を通じてなればいかにぬわけですから、その場合の限度額は、協会によつていろいろ違つております。七百万圓より低いものが相当あるわけでありまして。もちろん保証協会に対する融資をやりますのは、これは保証規模を広げる、保証限度を上げる、保証料率を下げる、いろいろな意味の応援をすることでありまして、配分等についても、そういうことも含めて考えてやるわけでありまして。のみならず各協会とも、そういう形で来ているものが相当あるわけでありまして。それで、いつまでと言われると困りますけれども、大部分はそれで片づくと思ひます。

○加藤(清)委員 この道のベテランであり、私が敬意を表している内田さんの言は、全く私も同感です。常に中小企業金融については、これは与野党一致して心を痛めてきた問題です。従つて、これは与野党、野党の問題じやない。中小企業をいかにするかという問

題です。その際に、私はもう一度申し上げておきたいのですが、融資保険が、この法律が通ることによってなくなる。残りは、政府が保証するものは信用保証協会を通じての保証だけなんです。ところが、その保証協会は、金額の少ない県が多い。むしろ愛知県よりも、貧弱県の方がもっと低い。それを七百万円に引き上げるというが、三百万、四百万のところがあります。どうして七百万に引き上げられますか。口頭の禪に終わるわけです。そうなりますと、どういことが生ずるかといえ、当然のことながら——総理大臣は工場誘致は分散する、こう言う分散するといふことは、貧弱県であらうと何であらうと行くといふことです。ということは、貧弱県の保証協会が三百万円しかできないものを七百万円やれといわれる、ここに非常に難渋な問題が出てくる。地方議員も、地方自治体の長もこれで困ってしまう。それは長官は、一片の書面でそれができている、片でございましょう。しかし、具体的に資金の裏づけをしなればならぬ府県の身にもなつてもらわなければ困る。はたしてそれができなければ困る、できない方が多いでしょう。そうなる工場誘致はなかなか難渋したことになる。それはやがて所得倍増十年計画によるところの機械産業、あるいは産業構造がくずれてくることになる。負担のできないものに背負わせるというでも、それは無理なんです。だからこの際、今内田さんのおっしゃる通りに、その融資保険をやめた分を、保証協会を通じての分に回すというなら、それはけつこうです。私はこの法律に反対

ではない。しかし、そこにブランクができてきて、背負い切れぬ県ができてくる、それは指導するだけではできないのです。これは皆さんおわかりでしょう。だから、私はこの際委員長にお尋ねしたのですが、委員長だけでは判断に苦しまれるなら、理事の皆さんに集まっていたら話を合えば、皆さんみなベテランばかりだから、こんなことは一ぺんに解決すると思うのです。

○中川委員長 プランクの問題をどうして解決するかという点について、政府から答弁はありませんか。

○推名国務大臣 今度の融資基金二十億を十分に活用いたしますれば、ほとんど大部分七百万限度まで引き上げることが可能であるという確信のもとに、強力に指導して参りたいと考えています。

○松平委員 議事進行。今加藤君のブランクを埋めるということについての措置について、大臣から答弁があったわけでありませうけれども、これは附帯決議の中に、今度の資金の配分その他についても、そういう考えをもって配分するといふようなことを織り込むような附帯決議を、一応質問が終わつたら、後刻理事会を開いてもらつて、そしてそこでつけていきたい、こういうふうに思っています。

○中川委員長 それでは、ただいま松平委員からの御指示の通りにいたします。

○加藤(清)委員 長時間にわたりました、私の質問を御清聴いただきまして、同僚の委員諸君に感謝をいたしましたし、私の質問を終わります。

○松平委員 同僚の質問の中で全然触

れてなかったことを、私は二点ばかり触れたいと思うのです。今、加藤委員もここで質問になりましたが、保証協会の保証料、その上利息もとられるというのが、一番小さい企業の今日の金融の実態である。それに対して、実は、国民金融公庫あるいは中小企業金融公庫の金を借りる場合の担保に対する登録税といふものは全部免除されております。ところが、保証協会は、御承知の通り、九〇何兆といふものは地方公共団体の出資金である。しかも、その上国家の予算を六十何億もこの保証協会に融資をする、こういう制度になつておるにかかわらず、片方の国民金融公庫あるいは中小企業金融公庫の金を借りる場合、担保の登録税は免除になつておるが、これは全然免除になつておらない。この点は従来から問題にされておつたところでありませうけれども、大蔵当局においては一応研究するといふ答弁をされておるわけだが、これに対して、主税局長が見えておるようでありませうが、大蔵省はどういう考えを持っておるか、伺つておきたい。

○村山政府委員 ただいま登録税のお話でございませうが、登録税は、所得税、法人税等と違ひまして、所得に対するものでなくて、一つ一つの取引の外形を見まして、それに担保力を求めた定額で課税するといふ流通税の性格を持てているわけでございます。従ひまして、間接税と同じように、ある程度機械的にならざるを得ないといふのがこの税の性質なんです。登録税は、その際にどういふものを免税にするかという点につきましても、その登録を取り扱う機関の公益性の程度、これ

によつて現行の登録税法では、ある程度割り切つておるわけでございます。従ひまして、ただいまお話のございました中小企業金融公庫なり国民金融公庫、こういうものは、その出資におきましても全額政府出資である、あるいはその他の資金源を見ましても、ほとんど政府の金を使つておる。その法人の設けられた目的から見ましても、高度の公益性から作られておる、こういうところに着目いたしまして、これらの金融機関が事業のために登録一切について免税するというところでございませう。詰めて申しますと、ちやうど政府がみずからする登録について免税すると同じような意味において免税している、こういうことでございませう。

○松平委員 今のお話によると、流通

税といふか、そういう性質のものである、こういう登録税の性格についてもお話があったわけでありませうが、国民金融公庫あるいは中小企業金融公庫、全額国庫負担の金融機関については、お話の通りことごとく公益性がある、こういうことから登録税は全部免除されておる。これは現行の規定でありませうが、たとえば商工中金におきましては、半官半民なんです。しかもその性格たるや、やはり相当公共性を持つておる金融機関であります。しかし、これは半官半民であるがために登録税は全部納めなくてはならない。そういうあなたの考え方からいへば、半官半民であつて、ことに政府の出資金の方が多いという金融機関について、は、少なくとも登録税は半額にしないか、やならぬじゃないか、性格上からいへば、そういう結論にわれわれは到達するわけなんだけれども、それについてはどうですか。

○村山政府委員 お話のような考え方もあるかとも思ひます。ただ、この資金源を見ますと、商工組合中央金庫は、資本金が九十億、商工債券で千二百九十億、預金で四百十億、合計千七百億程度になっておる。資本金のうち、政府出資にかかると、資本金七億でございませう。従ひまして、資金源として考えてみますと、千七百億のうち五十七億といふことでございませう。しかし、それにしても政府出資金が相当あるではないか、だからその程度において減税するなり軽減する、こういう考え方もあるかと思ひます。しかし、登録税は、先ほど申しましたように、その点はいずれかに割り切つておるといふのが現行法の建前になつ

○椎名國務大臣　今あなたと主税局長

はずっと取っておられますか、あるいは

果としては、事実上これを免除すると

ますことによつて、その事業がつぶれ

体的な気持は先ほど来申しましたよう

に、一般の金融機関と全然同じでやっ
ていいというわけじゃございませんけ
れども、しかし、そうかといつて割
切ってそれらのものを取らなくてもい
いとも言えませんので、その辺を考え
て両公庫で具体的に処理してもら
う、そういう気持ちでございます。

○松平委員 それでは両公庫に伺いま
すけれども、あなた方は延滞利子をま
かされておるといふわけであるから、
きわめて判断がむずかしいと思う。し
かしながら公庫の性質、国の金という
両面からいって考えなければならぬと
思いますけれども、あなた方は普通の
銀行が取っておるような工合に同じよ
うな考えで、延滞利子というものを取
り上げておられますか。

○森永説明員 普通銀行の経営の経験
がないものでありますから、普通銀行
の場合にそういう問題がどういふふう
に処理されておるか、私は的確には存
じませんが、私どもに聞きますと、
限りは、ごく常識的に良心的に個々の
事実のケース、ケースに応じて延
滞利息を軽減した方がよい、あるいは
免除した方がよいと思われるような案
件につきましては、私どもの判断で善
処いたしておるつもりでございます。

その基準を示せとおっしゃられます
と、これは各ケースによることではな
いまして、やはり両当事者の誠意の問
題でもございます。一がいにはちよつ
と申し上げられないのでございます。

○松平委員 その点について通産当局
の見解を伺っておきたいのですが、延
滞利子の問題についてはいろいろな
ケースがあると思うのです。たとえば
一つの担保について第一担保、第二担
保、第三担保とついております。そして第

一担保の中小企業金融公庫なら中小企
業金融公庫あるいは国民金融公庫が延
滞利子を取るというために、第二、第
三の方の債権者には一文も行かぬとい
うケースがあると私は聞いておるので
す。こういう場合に、そういうのに対
しても、延滞利子は取つてもいいんだ
から取るんだ、こういうことで第二、
第三の債権者には保護を加えない、勝
手にしろ、こういう場合を二、三聞い
ておりますが、そういうのに対して、
あなた方はどういふふうな指導してい
ますか。

○小山(雄)政府委員 公庫の延滞利子
に対する扱い、そのためにほかの債権
者に迷惑をかけているといふふうな事
例のようでございますが、そこは先ほ
ど公庫の總裁からお答えになりました
ように、その具体的な事案に照らして
どう扱うのが、一番常識的で公平かと
いうことで、処理する以外に方法はな
いんじゃないか、私もそういう実例は
聞いておりませんが、そういう事例が
ございましたら、その具体的な事情を
十分聞いて取り扱いをきめていく、こ
ういふことにすべきではないかと思つ
ております。

○中川委員長 先刻の加藤委員からの
要求がありました点について、ちよつ
と速記をとめて協議します。

〔速記中止〕

○中川委員長 速記を始めて。加藤君
からの要望もあり、中小企業信用保
庫法の一部を改正する法律案に對す
る附帯決議につきましては、印刷する
時間的余裕がありませんので、小川君
の朗読される通りとすることとして、
委員各位の御理解を得たいと存じま
す。そのように御了承願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中川委員長 他に、中小企業金融公
庫法の一部を改正する法律案、中小企
業信用保険公庫法の一部を改正する法
律案、中小企業信用保険法の一部を改
正する法律案の三法案に対する質疑は
ございませんか。——他に質疑はない
ようでありますので、三法案に對す
る質疑を終局するに御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中川委員長 御異議なしと認め、
三法案に對する質疑は終局いたしま
した。

○中川委員長 これより三法案を討論
に付するわけであります。討論の申
し出がありませんので、これを行なわ
ず、直ちに三法案を一括して採決いた
したいと存じますが、御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、三
法案を採決いたします。

三法案に賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よつて三法
案は原案の通り可決すべきものと決し
ました。

○中川委員長 この際、ただいま議決
いたしました三法案に對し、それぞれ
自由民主党、日本社会党、民主社会
党、三派共同提案の附帯決議を付すべ
しとの動議が提出されております。小
川平二君より趣旨の説明を聴取するこ

といたします。小川平二君。
○小川(平二)委員 私は、自由民主党、
日本社会党及び民主社会党を代表し
て、ただいま可決されました三法案の
それぞれに對する附帯決議案を提出い
たします。

案文を朗読いたします。
中小企業金融公庫法の一
部を改正する法律案に對
する附帯決議
政府は、本法の運用にあたつて次
の措置を講ずべきである。

一、公庫の貸付については、直接貸
付に重点を移すよう速やかに改善
を行なうこと。
二、相互銀行の営業の現状にかんが
み適正を欠く代理店については、
公庫の代理業務を停止する等嚴重
なる措置を講ずること。

中小企業信用保険公庫法
の一部を改正する法律案
に對する附帯決議
一、政府は、公庫の信用保証協会に
對する融資等を通じて、信用保証
協会の保証料率の引下げ及び全国
統一化について充分な指導を行な
うべきである。

二、政府は、公庫による融資保険制
度の廃止に伴い、速やかに信用保
証協会の保証力の充実による保証
限度額の引上げ、その他これが補
完措置の万全を図るべきである。

中小企業信用保険法の一
部を改正する法律案に對
する附帯決議
政府は、本法の施行にあたつて、
保険料率の引下げを行なうことも
に、近い機会において、てん補率の
引上げのための立法措置を講ずべき

である。
以上でございますが、以上いずれも内
容につきましてはきわめて明白でござ
いますので、説明を省略させていただきます。
何とぞ全会一致の御賛成をお願い
いたします。

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終
わりました。
本動議につきましては別に御発言の
申し出もないようでありますので、本
動議を採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よつて本動
議は可決され、本動議の通り三法案に
ついて、それぞれ附帯決議を付するに
決しました。

この際通商産業大臣に御発言があれ
ば、これを許可いたします。

○権名国務大臣 三法案の御決定をい
ただきましてまことにありがとうございます。
改正案の趣旨をあくまで尊重
いたしました施行に万全を期したいと
考えます。

○中川委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました三法案に
對する委員会報告書の作成等に関しま
しては、委員長に御一任願いたいと存
じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。
本日はこの程度にとどめ、次会は来
たる二十二日水曜日、午前十時より開
会することといたし、これにて散会い

たします。

午後二時十七分散会

〔参照〕

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第四一号）に関する報告書

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第四二号）に関する報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第四三号）に関する報告書

〔別冊付録に掲載〕

昭和三十六年三月二十五日印刷

昭和三十六年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局